

平成30年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

令和2年3月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計122地方公共団体からの報告に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間を対象に

- （Ⅰ）特定施設の届出等の状況
- （Ⅱ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （Ⅲ）設置者による測定結果報告状況
- （Ⅳ）土壌汚染対策の状況
- （Ⅴ）都道府県・政令市における条例制定状況

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に係るのある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

令和2年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壌汚染対策の状況	9
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	9

図 表 目 次

図 1	特定施設数の推移	1
表 1	大気基準適用施設に係る届出等の状況	2
図 2	大気基準適用施設の種別割合（平成 30 年度末現在）	2
表 2	水質基準対象施設に係る届出等の状況	3
図 3	水質基準対象施設の種別割合（平成 30 年度末現在）	4
表 3	規制事務実施状況	6
表 4	設置者による測定結果報告状況	8
表 I - 1	大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	10
表 I - 2	水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	11
表 I - 3	大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）	13
表 I - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	14
表 I - 5	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）	15
表 I - 6	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国）	16
表 I - 7	水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）	17
表 I - 8	大気基準適用施設の届出等の状況（施設種別－都道府県・政令市別）	18
表 I - 9	水質基準対象施設の届出等の状況（施設種別・総括－都道府県・政令市別）	38
表 I - 10	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種別－都道府県・政令市別）	60
表 I - 11	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種別－都道府県・政令市別）	70
表 I - 12	大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）－都道府県・政令市別）	80
表 I - 13	適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）	102
表 I - 14	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）	102
表 I - 15	適用除外等の状況（大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）	103
表 I - 16	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）	104
表 II - 1	報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）	106
表 II - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）	106
表 II - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）	108
表 II - 4	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況	109

表Ⅱ－５	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況	・・・・・・	112
表Ⅱ－６	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	・・・・・・	113
表Ⅱ－７	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	・・・・・・	122
表Ⅲ－１	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	・・・・・・	133
表Ⅲ－２	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・全国）	・・・・・・	134
表Ⅲ－３	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	・・・・・・	135
表Ⅲ－４	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （水質・全国）	・・・・・・	136
表Ⅲ－５	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・	137
表Ⅲ－６	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・	153
表Ⅲ－７	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・	163
表Ⅲ－８	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・	177
表Ⅲ－９	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－全国）	・・・・・・	191
表Ⅲ－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）	・・・・・・	192
表Ⅲ－11	設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－全国）	・・・・・・	194
表Ⅲ－12	設置者による測定結果の公表状況（大気関係・水質関係－全国）	・・・・・・	194
表Ⅳ－１	環境基準値を超過する土壤汚染の判明状況等（全国）	・・・・・・	195
表Ⅳ－２	土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）	・・・・・・	195
表Ⅳ－３	報告徴収及び立入検査等件数（土壤関係－全国）	・・・・・・	196
表Ⅳ－４	報告徴収及び立入検査等件数 （土壤関係／特定事業場種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・	197
表Ⅴ－１	都道府県・政令市における条例制定状況（全国）	・・・・・・	201

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I－1、2、図1）

表 I－1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I－2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

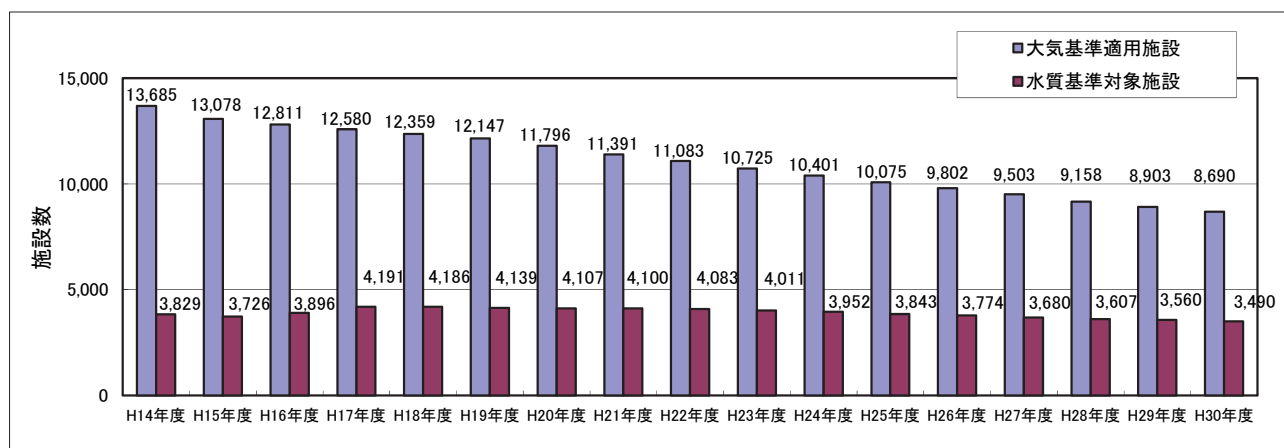
平成31年3月31日において、大気基準適用施設数は8,677、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて3,484である。事業場数は、大気関係が6,048、水質関係が1,482である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数8,690、水質基準対象施設数3,490であり、事業場数は、大気関係6,052、水質関係1,485である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成17年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成30年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

図1 特定施設数の推移



1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I－3～7、表 1、2、図 2、3）

（1）大気基準適用施設

表 I－3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る届出等の状況

法に基づく施設	平成 29 年度末の施設数	8, 898
	平成 30 年度中の推移	
	設置届出〔新設（法第 12 条第 1 項）〕	137
	使用届出〔既設（法第 13 条第 1 項）〕 ^{注 2)}	8
	規制対象規模未満への変更届出 （法第 14 条第 1 項） ^{注 3)} } [廃止等]	366
	使用廃止届出（法第 18 条）	
	平成 30 年度末の施設数（事業場数）	8, 677 (6, 048)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 30 年度末の施設数（事業場数） ^{注 4)}	13 (9)
計	平成 30 年度末の施設数（事業場数） ^{注 5)}	8, 690 (6, 052)

注 2) 既設の未届施設で、平成 30 年度に新たに届出がなされたもの。

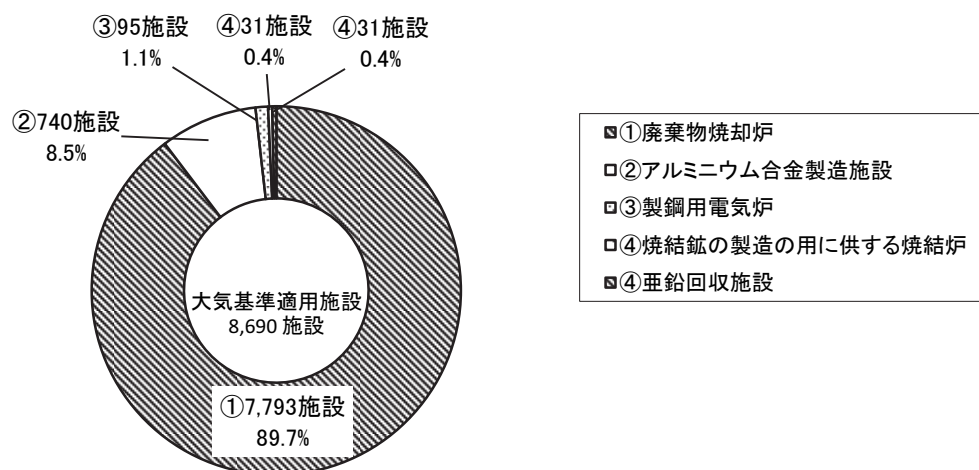
注 3) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づき届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（5 事業場）を除いた値である。

平成 30 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 7, 793 施設であり、全体の 89.7% を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 740 施設、製鋼用電気炉 95 施設となっている（図 2）。

図 2 大気基準適用施設の種類の割合（平成 30 年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表Ⅰ－４にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が３，９８４施設（法施行前設置４６９施設、法施行後設置３，５１５施設）、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が４，７０６施設となっている。

（２）水質基準対象施設

表Ⅰ－５に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた（表２）。なお、法に基づく届出等の状況及び鉱山保安法等関係法令施設の状況を表Ⅰ－６に、瀬戸内海法に基づく届出等の状況を表Ⅰ－７にまとめた。

表２ 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成２９年度末の施設数	３，５６３
	平成３０年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注６）} 〔新設（法第１２条第１項・瀬戸内海法第５条第１項）〕	４２
	使用届出 ^{注７）} 〔既設（法第１３条第１項・瀬戸内海法第７条第２項）〕	１
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 ^{注８）} （法第１４条第１項・瀬戸内海法第８条第１項） 使用廃止届出 （法第１８条・瀬戸内海法第９条） 〔廃止等〕	１２２
	平成３０年度末の施設数（事業場数）	３，４８４ （１，４８２）
鉱山保安法等関係法令施設	平成３０年度末の施設数（事業場数） ^{注９）}	６ （５）
計	平成３０年度末の施設数（事業場数） ^{注１０）}	３，４９０ （１，４８５）

注６）瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注７）従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成３０年度に新たに届出がなされたものを含む。

注８）法第１４条第１項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第８条第１項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

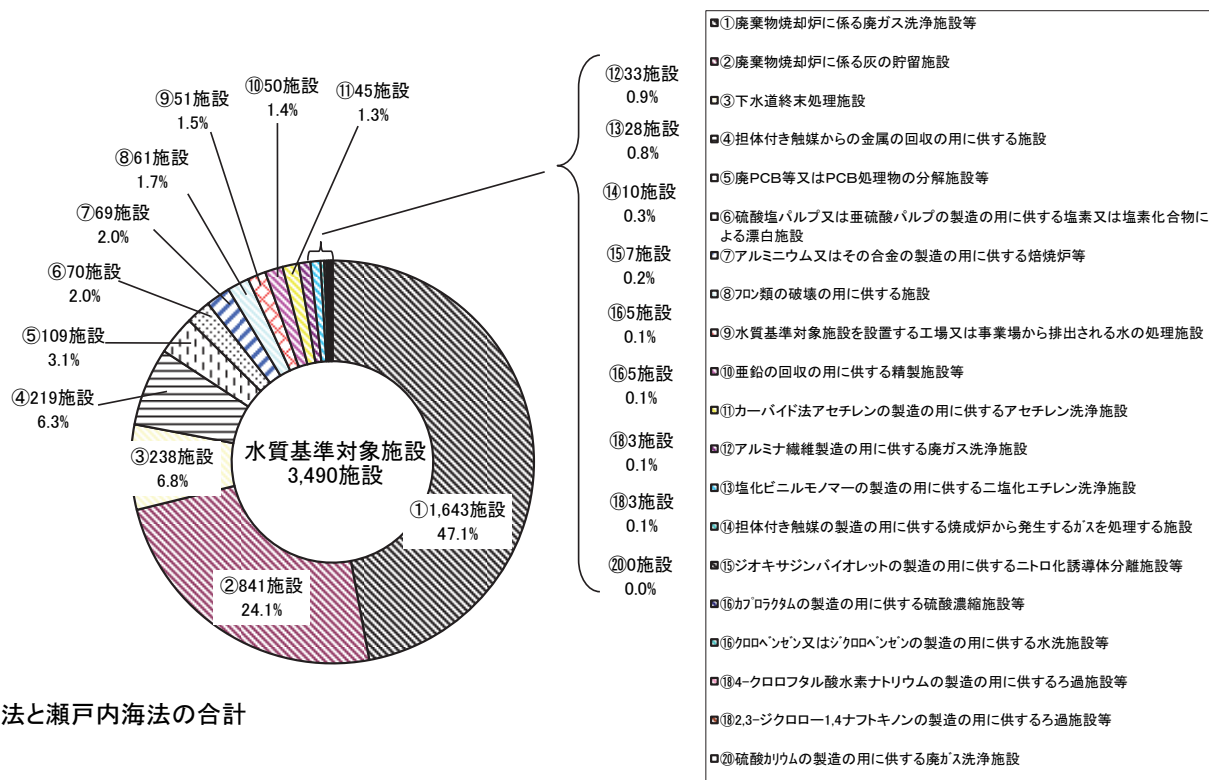
注９）都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注１０）事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（２事業場）を除いた値である。

平成３０年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、

湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が1,643施設、灰の貯留施設が841施設であり、合わせて、全体の71.2%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が238施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が219施設となっている(図3)。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)} (平成30年度末現在)



1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 I - 8 ~ 16)

表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない (以下同じ)。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 10 に大気基準適用施設、表 I - 11 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 12 に施設種別 (法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条第2項に基づく国の行政機関の長からの通知、法第35条第3項に基づく都道府県知事又は政令市の長 (以下「都道府県知事等」という) からの要請^{注11)} 及び法第36条第2項に基づく都道府県知事等による資料の送付等協力の要求又は意見具申の件数は表 I - 13 に全国の状況を、表 I - 15 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出 (以下「その他の届出」という) 等の状況については、表 I - 14 に全国の状況を、表 I - 16 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

注 11) 法第 35 条第 3 項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第 15 条、第 16 条又は法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第 15 条又は第 16 条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～５、表３）

表Ⅱ－１、２に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた（表３）。なお、個別の排出基準超過事例の概要及び措置状況を表Ⅱ－４（大気基準適用施設）及び表Ⅱ－５（水質基準適用事業場）にまとめた。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、全国で、法第 34 条第 1 項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係 3,410 件、水質関係 748 件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係 24 件、水質関係 0 件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係 1,056 件（口頭指導 456 件、文書指導 600 件）、水質関係 74 件（口頭指導 42 件、文書指導 32 件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第 34 条第 1 項^{注 12)}）及び設置者による測定（法第 28 条第 1 項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設 46 件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）0 件であり、それらのうち、20 件に対しては、法第 22 条第 1 項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令 11 件、一時停止命令 9 件、水質基準適用事業場については 0 件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

注 12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく測定を含む。

表3 規制事務実施状況

	大気基準 適用施設	水質基準 適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	3, 410	748
命令件数	24	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	14	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	10	0
指導件数 ^{注13)}	1, 056	74
口頭指導	456	42
排出基準超過施設への措置状況	56	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	232	26
その他	168	16
文書指導	600	32
排出基準超過施設への措置状況	39	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	498	22
その他	63	10
基準超過件数 ^{注14)}	46	0

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－6、7）

表Ⅱ－6に大気基準適用施設、表Ⅱ－7に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４、表４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである^{注 15)}。その概要は、次のとおり（表４）。

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、６，２５５施設（報告対象施設数８，６３５）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出ガスの測定結果は、６５施設（報告対象施設２５０）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、５１６事業場（報告対象事業場数５９４）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出水の測定結果は７事業場（報告対象事業場数１４）から報告があった。

注 15) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。また、この調査において、「報告期限到来」とは、下記の基準日から１カ年を一区切りの期間として、区切りの１カ年を経過したことを言う。

〔大気基準適用施設の基準日〕

○既設施設：当該施設が特定施設となった日（＝法施行日：平成１２年１月１５日）

○新設施設：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

〔水質基準適用事業場の基準日〕

○既設施設により特定事業場となった事業場：当該事業場が水質基準適用事業場となった日（特定施設毎の基準日は下記）

・法施行令別表第二第１、６、１２、１５号、１６号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設を除く）、第１８、１９号に掲げる施設：法施行日：平成１２年１月１５日

・法施行令別表第二第１６号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設に限る）に掲げる施設：改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令施行日：平成１２年１０月１日

・法施行令別表第二第３、７、８号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１３年１２月１日

・法施行令別表第二第２、４、１１、１３号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１４年８月１５日

・法施行令別表第二第９、１０号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１６年１月１日

・法施行令別表第二第５、１４、１７号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１７年９月１日

○新設施設により特定事業場となった事業場：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	6, 255 (8, 635)	516 (594)

注16) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を含む報告件数は、大気基準適用施設6,320件、水質基準適用事業場523件となる。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－5～8）

表Ⅲ－5、6に大気基準適用施設、表Ⅲ－7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－9に全国の状況を、表Ⅲ－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－11）

表Ⅲ－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

3.5 設置者による測定結果の公表状況（表Ⅲ－12）

表Ⅲ－12に設置者による測定結果の公表状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

Ⅳ． 土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－１に環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等を、表Ⅳ－２に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－３に全国の状況を、表Ⅳ－４に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

Ⅴ． 都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－１に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成３１年３月３１日現在、法第８条第３項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、１６地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）^{注1）注2）}

大気基準適用施設		平成31年3月31日現在		【参 考】 平成30年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		63 (63)	95 (95)	97 (97)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		12 (12)	31 (31)	31 (31)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		207 (207)	740 (740)	733 (733)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	—	1,104 (1,096)	1,110 (1,102)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	—	1,253 (1,253)	1,267 (1,267)
	2 t/h未満 ^{注3)}	—	5,436 (5,431)	5,643 (5,637)
	小計	5,755 (5,751)	7,793 (7,780)	8,020 (8,006)
合計		6,052 (6,048)	8,690 (8,677)	8,912 (8,898)

注1) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉍山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成31年3月31日現在		【参 考】 平成30年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	27 (27)	70 (70)	70 (70)
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	32 (32)	45 (45)	48 (48)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	33 (33)	31 (31)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	5 (5)	10 (10)	10 (10)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5 (5)	28 (28)	28 (28)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジオキシンハイドロレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンハイドロレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	31 (31)	69 (69)	69 (69)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	50 (50)	50 (50)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設		平成31年3月31日現在		【参 考】 平成30年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		7 (7)	219 (219)	235 (235)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	677 (675)	1,643 (1,639)	1,686 (1,682)
	灰の貯留施設	399 (399)	841 (841)	854 (854)
	小計	1,076 (1,074)	2,484 (2,480)	2,540 (2,536)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		16 (16)	109 (109)	115 (115)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		33 (33)	61 (61)	60 (60)
下水道終末処理施設		211 (211)	238 (238)	239 (239)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		24 (23)	51 (49)	51 (49)
合計		1,485 (1,482)	3,490 (3,484)	3,569 (3,563)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）^{注1）}

		平成30年3月31日 現在の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	14条 規模変更 注4)		廃止等 注5)	平成31年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
		a	b	c	d		e	a + b + c + d - e		平成30年 3月31日 現在の 設置基数	平成31年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		31	0	0	—		0	31	15	0	0	0
製鋼用電気炉		97	0	0	—		2	95	63	0	0	0
垂鉛回収施設	焙焼炉	9	0	0	—		0	9	12	0	0	0
	焼結炉	6	0	0	—		0	6		0	0	
	溶鉱炉	2	0	0	—		0	2		0	0	
	溶解炉	4	0	0	—		0	4		0	0	
	乾燥炉	10	0	0	—		0	10		0	0	
	小計	31	0	0	—		0	31		0	0	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	28	0	0	—		0	28	207	0	0	0
	溶解炉	655	26	7	—		23	665		0	0	
	乾燥炉	50	1	0	—		4	47		0	0	
	小計	733	27	7	—		27	740		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1, 102	21	0	-1	+2	28	1, 096	5, 751	8 (3)	8 (3)	9 (5)
	2t/h以上～4t/h未満	1, 267	20	0	-1	0	33	1, 253		0	0	
	2t/h未満	5, 637	69	1	-3	+3	276	5, 431		6 (4)	5 (3)	
	200kg/h以上～2t/h未満	2, 011	17	0	0	+1	114	1, 915		5 (3)	4 (2)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	2, 572	37	0	-2	+1	100	2, 508		1 (1)	1 (1)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	745	7	1	-1	+1	43	710		0	0	
	50kg/h未満（0.5㎡以上）	309	8	0	0	0	19	298		0	0	
	小計	8, 006	110	1	-5	+5	337	7, 780		14 (7)	13 (6)	
合 計		8, 898	137	8	-5	+5	366	8, 677	6, 048	14 (7)	13 (6)	9 (5)

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「－」は他の区分への移行、「＋」は他の区分からの移行を意味する。

注5）構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成31年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉍の製造の用に供する焼結炉		31 (31)	28 (28)	—	3 (3)
製鋼用電気炉		95 (95)	80 (80)	3 (3)	12 (12)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		31 (31)	15 (15)	—	16 (16)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		740 (740)	393 (393)	—	347 (347)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	1,104 (1,096)	554 (546)	91 (91)	459 (459)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,253 (1,253)	769 (769)	119 (119)	365 (365)
	2 t/h未満 ^{注6）}	5,436 (5,431)	2,867 (2,865)	256 (255)	2,313 (2,311)
	小計	7,793 (7,780)	4,190 (4,180)	466 (465)	3,137 (3,135)
合計		8,690 (8,677)	4,706 (4,696)	469 (468)	3,515 (3,513)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）^{注1）}

		平成30年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成31年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
									平成30年 3月31日 現在の 設置基数	平成31年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ペルブ（クアトペルブ）又は亜硫酸ペルブ（サファイトペルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		70	0	0	0	0	70	27	0	0	0
カーバイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設		48	0	0	0	3	45	32	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設		31	2	0	0	0	33	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		10	0	0	0	0	10	5	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		28	0	0	0	0	28	5	0	0	0
クロロホルムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-クロロフル酸水素トリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフタレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ジオキサジンペイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンペイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		69	0	1	0	1	69	31	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		50	0	0	0	0	50	8	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		235	4	0	0	20	219	7	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,682	9	0	0	52	1,639	675	4(1)	4(1)	3(1)
	灰の貯留施設	854	13	0	0	26	841	399	0	0	0
	小計	2,536	22	0	0	78	2,480	1,074	4(1)	4(1)	3(1)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		115	9	0	0	15	109	16	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		60	2	0	0	1	61	33	0	0	0
下水道終末処理施設		239	2	0	—	3	238	211	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		49	1	0	0	1	49	23	2(1)	2(1)	2(1)
合 計		3,563	42	1	0	122	3,484	1,482	6(2)	6(2)	5(2)

注1）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。なお、法に基づく届出等のみの結果は表 I - 6、瀬戸内海法に基づく許可等のみの結果は表 I - 7 にそれぞれとりまとめた。

注2）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表Ⅰ－６ 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国）^{注１）}

	平成30年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成31年3月31日 現在の設置基数 a + b + c + d1 - d2 - e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
									平成30年 3月31日 現在の 設置基数	平成31年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ハルパ（ケアトハルパ）又は亜硫酸ハルパ（サルファイトハルパ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	58	0	0	0	0	0	58	23	0	0	0
カーバ이트法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	45	0	0	0	0	2	43	30	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	26	2	0	0	0	0	28	4	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	10	0	0	0	0	0	10	5	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
クロロホルムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-クロロホル酸水素トリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ジホキシベンゾイルの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイル洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	67	0	1	0	0	1	67	30	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	38	0	0	0	0	0	38	7	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	235	4	0	0	0	20	219	7	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	1,535	7	0	0	0	1,494	623	4(1)	4(1)	3(1)
	灰の貯留施設	835	13	0	0	0	822	390	0	0	0
	小計	2,370	20	0	0	0	2,316	1,013	4(1)	4(1)	3(1)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	115	8	0	0	0	15	108	16	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	59	2	0	0	0	1	60	32	0	0	0
下水道終末処理施設	239	2	0	—	—	3	238	211	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	38	1	0	0	0	1	38	16	2(1)	2(1)	2(1)
合 計	3,331	39	1	0	0	117	3,254	1,400	6(2)	6(2)	5(2)

注１）瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注２）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。

注４）事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注５）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注６）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注７）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）^{注1）}

	平成30年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	平成31年3月31日 現在の設置基数 a + b + c + d1 - d2 - e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	12	0	0	0	0	0	12	4	0
カーボート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	3	0	0	0	0	1	2	2	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	13	0	0	0	0	0	13	3	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジオキサジンバイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	12	0	0	0	0	0	12	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	147	2	0	0	0	145	52	0
	灰の貯留施設	19	0	0	0	0	19	9	0
	小計	166	2	0	0	0	164	61	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	1	0	0	0	0	1	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	11	0	0	0	0	0	11	7	0
合 計	232	3	0	0	0	5	230	82	0

注1）法に基づく届出は含まない。

注2）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 I－8（１a） 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別―都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場 数 注1)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	事業場 数 注1)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道	1	1					1	2	2					2
青森県														
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	4					4
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								3	3					3
千葉県	1	3					3							
東京都								1	1					1
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								1	3				2	1
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県														
山口県								4	10					10
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（1b） 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場 数 注1)	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	事業場 数 注1)	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	1					1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	2	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								4	7					7
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	3	4					4
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市								1	1					1
盛岡市														
秋田市								1						
福島市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市								1	1					1
越谷市														
船橋市								1	1					1
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市								1	1					1
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
鳥取市														
松江市														
倉敷市	1	4					4	2	3					3
呉市	1	2					2							
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	15	31	0	0	0	0	31	63	97	0	0	0	2	95

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（2a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場 数 注1)	焙焼炉					焼結炉					
		2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2					2					
茨城県	2	2					2					
栃木県												
群馬県	1	1					1					
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1											
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2					2					
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（2b） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設												
	事業場 数 注1)	焙焼炉						焼結炉					
		2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市	1							1					1
盛岡市													
秋田市													
福島市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1					1
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市	3	1					1	4					4
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	12	9	0	0	0	0	9	6	0	0	0	0	6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（3a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	2 9 年 度末施 設数 (a)	溶鉱炉					2 9 年 度末施 設数 (a)	溶解炉				
		新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)		新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県							1					
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（3b） 大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	29年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 滴変更 (e)	廃止 (f)	30年度末施設数 (a+b+c-e-f)	29年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 滴変更 (e)	廃止 (f)	30年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1					1						
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
 注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（４a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小 計					
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	3					3
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市							2					2
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	7					7	12					12
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	10	0	0	0	0	10	31	0	0	0	0	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（5a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場 数 注1)	熔焼炉					溶解炉						
		2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道	6						15						15
青森県													
岩手県													
宮城県	1						1						1
秋田県													
山形県													
福島県	4	1				1	24						24
茨城県	6	3				3	25						25
栃木県	11	3				3	45	1				1	45
群馬県	4	1				1	8	2					10
埼玉県	7						34					6	28
千葉県	2						4						4
東京都													
神奈川県													
新潟県	3						12					1	11
富山県	13						34	6					40
石川県	1						1						1
福井県	2						10						10
山梨県	1						1						1
長野県	5						13	1					14
岐阜県	3	2				2	1						1
静岡県	16	5				5	64	2	5			3	68
愛知県	37	4				4	118	8				4	122
三重県	6	2				2	30					2	28
滋賀県	4						17						17
京都府	2						4						4
大阪府	1												
兵庫県	4	2				2	3						3
奈良県													
和歌山県													
鳥取県	1						2						2
島根県													
岡山県								2				2	
広島県	1						3						3
山口県	3						4						4
徳島県													
香川県	2	1				1	1						1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6						18						18
佐賀県	3						4						4
長崎県	1						1						1
熊本県	7						18						18
大分県	2	1				1	1	1					2
宮崎県							1						1
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（5b） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	事業場 数 注1)	アルミニウム合金製造施設											
		2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	熔焼炉				2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	溶解炉			
				既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)			既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1							4					4
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	2							10	1			1	10
浜松市	2							4					4
名古屋市	2							14					14
京都市	1							8	1				9
大阪市													
堺市	3							5					5
神戸市													
岡山市													
広島市	1							2					2
北九州市	2	1					1	1					1
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
福島市													
郡山市													
いわき市	1							1		2			3
宇都宮市													
前橋市	2							3					3
高崎市													
川越市	1							1					1
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市	3							6					6
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2							5				1	4
岡崎市	1							2					2
豊田市	7							22	2			2	22
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市	2							8					8
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14					14
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市	1							1					1
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市	2							8					8
呉市													
福山市													
下関市	2							10	1				11
高松市	1							1					1
松山市													
高知市													
久留米市	1							5					5
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市	1							1					1
那覇市													
合 計	207	28	0	0	0	0	28	655	26	7	0	23	665

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（6a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道	1					1	16					16
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県												
福島県	2					2	27					27
茨城県	3					3	31					31
栃木県	3	1			1	3	51	2			2	51
群馬県	2					2	11	2				13
埼玉県	4					4	38				6	32
千葉県							4					4
東京都												
神奈川県												
新潟県							12				1	11
富山県							34	6				40
石川県							1					1
福井県	1					1	11					11
山梨県	1					1	2					2
長野県	2					2	15	1				16
岐阜県							3					3
静岡県	4					4	73	2	5		3	77
愛知県	7				1	6	129	8			5	132
三重県	1					1	33				2	31
滋賀県	3					3	20					20
京都府							4					4
大阪府	1					1	1					1
兵庫県							5					5
奈良県												
和歌山県												
鳥取県							2					2
島根県												
岡山県	1				1		3				3	
広島県							3					3
山口県							4					4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	20					20
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	19					19
大分県							2	1				3
宮崎県							1					1
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（6b） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1				1		5				1	4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							10	1			1	10
浜松市							4					4
名古屋市							14					14
京都市	1					1	9	1				10
大阪市												
堺市	1					1	6					6
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							2					2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市							1		2			3
宇都宮市												
前橋市	1					1	4					4
高崎市												
川越市							1					1
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5				1	4
岡崎市							2					2
豊田市	2					2	24	2			2	24
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	2					2	10					10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市							8					8
呉市												
福山市												
下関市							10	1				11
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							5					5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合 計	50	1	0	0	4	47	733	27	7	0	27	740

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（7a） 大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉																
	事業場 数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		29年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	30年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	29年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	30年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	164	17						17	23							1	22
青森県	78	2						2	17								17
岩手県	76	4						4	16								16
宮城県	99	8						8	25								25
秋田県	50	3						3	8								8
山形県	90	8					1	7	11							3	8
福島県	82	9	6				1	14	28	2							30
茨城県	257	33						33	58							1	57
栃木県	114	10	1					11	31							1	30
群馬県	69	13						13	22								22
埼玉県	144	36						36	74	1						1	74
千葉県	175	45	2					47	66							1	65
東京都	166	110	1				1	110	36								36
神奈川県	67	34					2	32	25								25
新潟県	141	7						7	45								45
富山県	45	6						6	10								10
石川県	60								14								14
福井県	64	4						4	13								13
山梨県	42	3						3	16								16
長野県	95	7						7	23	2						2	23
岐阜県	143	2						2	29								29
静岡県	187	30					1	29	43	1							44
愛知県	144	47					1	46	45							3	42
三重県	142	23						23	28							1	27
滋賀県	67	4						4	19								19
京都府	62	6	1				3	4	16	1							17
大阪府	62	26						26	34							2	32
兵庫県	163	11	3					14	26								26
奈良県	143	6						6	20							2	18
和歌山県	62								11								11
鳥取県	43	3						3	4								4
島根県	47	3						3	8							5	3
岡山県	81	4	1		1	1	1	4	10	1							11
広島県	92	5						5	18	3							21
山口県	86	12						12	17								17
徳島県	92	1						1	19								19
香川県	93	5						5	6								6
愛媛県	109	16						16	21								21
高知県	94								11								11
福岡県	159	12						12	27							1	26
佐賀県	64	6						6	10	1							11
長崎県	52	4	1					5	12								12
熊本県	80	2					1	1	21	4						4	21
大分県	38	2						2	10								10
宮崎県	48	7						7	6								6
鹿児島県	123								20								20
沖縄県	61	9						9	16								16

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 8 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	事業場 数 注1)	廃棄物焼却炉																
		4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満									
		29年度 未施設 数(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未滴 変更 (e)	廃止 (f)	30年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	29年度 未施設 数(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未滴 変更 (e)	廃止 (f)	30年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
札幌市	11	9							9	6								6
仙台市	17	10	1						11	3								3
さいたま市	13	11							11									
千葉市	21	11							11	4								4
横浜市	40	26							26	5								5
川崎市	22	18							18	6								6
相模原市	12	7							7	1								1
新潟市	32	9							9	6	1							7
静岡市	32	6							6	4								4
浜松市	24	8							8	7						1		6
名古屋市	23	19							19	2								2
京都市	33	15						4	11	2								2
大阪市	25	20							20	6								6
堺市	22	13							13	2								2
神戸市	18	11							11	3								3
岡山市	30	8							8	1								1
広島市	28	9							9	4								4
北九州市	22	15				1			16	4	1			1				4
福岡市	11	10							10	4								4
熊本市	15	4							4									
函館市	7	3							3	1								1
旭川市	8	2							2	2								2
青森市	19	5							5									
八戸市	14	8							8	2								2
盛岡市	15	3							3	3								3
秋田市	11	3							3	3								3
福島市	8	4							4									
郡山市	10	4							4	2						1		1
いわき市	17	13							13	5								5
宇都宮市	14	6							6	5								5
前橋市	20	4	1					2	3	3								3
高崎市	17	3							3	2								2
川越市	7	2							2	3								3
川口市	4	5							5									
越谷市	6	4							4									
船橋市	11	14							14									
柏市	8	5							5	3								3
八王子市	15	5							5	3								3
横須賀市	6	7						1	6	3								3
富山市	28	3	1						4									
金沢市	19	5							5	4								4
長野市	10	6						3	3	2								2
岐阜市	17	5							5	6						3		3
豊橋市	10	3							3	6								6
岡崎市	11	7							7									
豊田市	9	3							3	3								3
大津市	11									5	2							7
豊中市	2	4							4	1								1
高槻市	6	6						3	3	2								2
枚方市	6	4							4	2								2
八尾市	3	2							2									
寝屋川市	2	4						2	2									
東大阪市	6	7							7	4								4
姫路市	24	12							12	11								11
尼崎市	10	7							7	3								3
明石市	1	4						1	3	2								2
西宮市	4	5							5	1								1
奈良市	21	4							4									
和歌山市	25	6							6	4								4
鳥取市	21	2							2	2								2
松江市	5									5								5
倉敷市	21	8							8	6								6
呉市	10	4							4									
福山市	35	4							4	5								5
下関市	12	2							2									
高松市	13	5							5									
松山市	22	6							6	3								3
高知市	19	3							3	1								1
久留米市	11	3							3	2								2
長崎市	11	4							4									
佐世保市	13	4							4	3								3
大分市	15	9							9	2								2
宮崎市	12	3							3	1								1
鹿児島市	23	4	2						6	3								3
那覇市																		
合 計	5751	1102	21	0	1	2	0	28	1096	1267	20	0	1	0	0	33		1253

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（８a） 大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満									
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
北海道	97	1					1	97	67							1	66
青森県	25						3	22	46							3	43
岩手県	19						1	18	64	2						1	65
宮城県	26						2	24	46	3						1	48
秋田県	41						4	37	18							2	16
山形県	20						2	18	59	2						2	59
福島県	40							40	10								10
茨城県	58						2	56	156	1						3	154
栃木県	26						1	25	61	1						1	61
群馬県	31				1			32	22				1				21
埼玉県	57						2	55	16								16
千葉県	52						2	50	78							6	72
東京都	37						4	33	37	2						3	36
神奈川県	13							13	27								27
新潟県	50						6	44	52	2						2	52
富山県	16						1	15	21							1	20
石川県	23							23	33								33
福井県	24						2	22	32							2	30
山梨県	17						3	14	20							3	17
長野県	50	2					10	42	40	1						2	39
岐阜県	55	1					4	52	63							4	59
静岡県	58	1					3	56	74	1						4	71
愛知県	61						4	57	34	2						2	34
三重県	46						2	44	68	1						2	67
滋賀県	33						2	31	24	1							25
京都府	30						2	28	30	1						2	29
大阪府	21							21	13								13
兵庫県	48							48	95							2	93
奈良県	41						4	37	91							1	90
和歌山県	25						2	23	31	1						3	29
鳥取県	21							21	22							1	21
島根県	21						3	18	22							1	21
岡山県	27							27	59								59
広島県	35						1	34	35								35
山口県	42						2	40	40	2						1	41
徳島県	40	1					2	39	55							5	50
香川県	21	1					1	21	55	1							56
愛媛県	37						1	36	55	1						6	50
高知県	20							20	61								61
福岡県	37						1	36	74	3						4	73
佐賀県	23	2					1	24	30								30
長崎県	42						3	39	20							1	19
熊本県	35	2					1	36	34	5						2	37
大分県	14							14	13								13
宮崎県	15						2	13	28	2						3	27
鹿児島県	45	3					2	46	70							1	69
沖縄県	30						2	28	24							1	23

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（8b） 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
札幌市	1							1	3							3
仙台市	3							3	7	1						8
さいたま市	4						1	3	2							2
千葉市	5	1						6	10							10
横浜市	3							3	12						2	10
川崎市	13						1	12	1							1
相模原市	8							8	2							2
新潟市	12							12	14						2	12
静岡市	7							7	15			1	1			15
浜松市	16						9	7	15						1	14
名古屋市	2							2	10						1	9
京都市	4							4	14							14
大阪市	9							9	3							3
堺市	4							4	8							8
神戸市	2							2	10							10
岡山市	23							23	8						1	7
広島市	16							16	8							8
北九州市	12							12	8						1	7
福岡市	3							3	3							3
熊本市	6							6	7							7
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	1							1	11							11
八戸市	4							4	5							5
盛岡市	5							5	8						2	6
秋田市	5							5	3							3
福島市	1						1		4							4
郡山市	1							1	4							4
いわき市	6							6	1	1					1	1
宇都宮市	5							5	4							4
前橋市	5						2	3	12						1	11
高崎市	5							5	5							5
川越市	2							2	1							1
川口市																
越谷市									1							1
船橋市	1							1	2							2
柏市	2							2	2						1	1
八王子市	3							3	6							6
横須賀市	1							1	2							2
富山市	9							9	14							14
金沢市	5							5	8							8
長野市	7							7	4						1	3
岐阜市	4							4	6							6
豊橋市	3							3	3							3
岡崎市	4							4	4						1	3
豊田市	3							3	1							1
大津市	3							3	4							4
豊中市																
高槻市	2							2	3							3
枚方市	3							3	2							2
八尾市	2						1	1	1						1	
寝屋川市	3							3								
東大阪市									2							2
姫路市	4							4	9						1	8
尼崎市	4							4	2						1	1
明石市									1							1
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	13							13
和歌山市	11							11	9						1	8
鳥取市	8						4	4	11							11
松江市	1							1								
倉敷市	18						3	15	4							4
呉市	5							5	6							6
福山市	6							6	27						1	26
下関市	6							6	5							5
高松市	3	2						5	9							9
松山市	9							9	11							11
高知市	2							2	14							14
久留米市	3							3	4							4
長崎市	1							1	4							4
佐世保市	6							6	3							3
大分市	9						1	8	6							6
宮崎市	1							1	9							9
鹿児島市	12							12	10						1	9
那覇市																
合 計	2011	17	0	0	1	0	114	1915	2572	37	0	2	1	0	100	2508

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（9a） 大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
北海道	17						1	16	8	1					1	8
青森県	5							5	7	1						8
岩手県	7							7	3							3
宮城県	9							9	4							4
秋田県	1	1						2	5							5
山形県	6						2	4	6						1	5
福島県	13	2						15	5							5
茨城県	21						1	20	8							8
栃木県	19						1	18	4							4
群馬県	9							9	2							2
埼玉県	44						5	39	9						1	8
千葉県	19	1					1	19	13							13
東京都	47	1					2	46	14	1					1	14
神奈川県	10						1	9	1						1	
新潟県	20							20	19							19
富山県	7						1	6	3							3
石川県	6						2	4								
福井県	6						1	5	5							5
山梨県	6							6	5							5
長野県	6							6	4							4
岐阜県	29	1					1	29	5							5
静岡県	21						1	20	15	3					1	17
愛知県	23						4	19	7							7
三重県	16		1				2	15	8							8
滋賀県	7						1	6	5	1					1	5
京都府	5							5								
大阪府	5							5	4							4
兵庫県	23						2	21	4						1	3
奈良県	13							13	3							3
和歌山県	7							7	5							5
鳥取県									1							1
島根県	2						1	1	5							5
岡山県	3							3	3							3
広島県	19							19	7							7
山口県	11							11	8							8
徳島県	8							8	2							2
香川県	11							11	4						2	2
愛媛県	19						1	18	10						2	8
高知県	6							6	2							2
福岡県	27							27	8						1	7
佐賀県	5							5	5							5
長崎県	5						1	4								
熊本県	5							5	8	1					2	7
大分県	8							8	2							2
宮崎県	1							1								
鹿児島県	9							9	6							6
沖縄県	8							8	5					1		4

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（9b） 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満 (0.5㎡以上)							
	29年度 未施設 数(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	30年度 未施設 数(a+b+c- d1+d2-e- f)	29年度 未施設 数(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	30年度 未施設 数(a+b+c- d1+d2-e- f)
札幌市									2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	4							4	2							2
千葉市	5						1	4	1							1
横浜市	22						6	16	5						2	3
川崎市	3							3	2							2
相模原市	2							2								
新潟市	5							5	2							2
静岡市	7							7	3							3
浜松市									1							1
名古屋市	4						1	3	2							2
京都市	11							11	3							3
大阪市	4							4								
堺市	4							4								
神戸市	1							1	1							1
岡山市	2							2	1							1
広島市	1							1	1							1
北九州市																
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									1							1
青森市	4			1	1			4	1							1
八戸市	4							4	2							2
盛岡市	1							1	1							1
秋田市																
福島市	2							2	1							1
郡山市	3							3								
いわき市	2						1	1								
宇都宮市	1							1								
前橋市	3							3	1							1
高崎市	5						1	4	2							2
川越市	1							1								
川口市	2							2								
越谷市	2	1						3	2						1	1
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
八王子市	2							2	3							3
横須賀市																
富山市	4							4	1							1
金沢市	4							4								
長野市																
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市																
岡崎市	5							5								
豊田市	1							1								
大津市																
豊中市	1							1								
高槻市																
枚方市	1							1								
八尾市									1							1
寝屋川市																
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5								
尼崎市	2							2								
明石市	1							1								
西宮市									1							1
奈良市	3							3	2							2
和歌山市	2						1	1	3							3
鳥取市	4							4								
松江市	1							1								
倉敷市	2							2								
呉市	1							1								
福山市	1							1								
下関市									1							1
高松市																
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	3							3								
長崎市	4							4								
佐世保市									1							1
大分市																
宮崎市	1							1								
鹿児島市	3							3								
那覇市																
合 計	745	7	1	1	1	0	43	710	309	8	0	0	0	0	18	298

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（１０ａ） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場数 (注1)									
	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)		2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
北海道	229	2					5	226	173	248	2					5	245
青森県	102	1					6	97	78	102	1					6	97
岩手県	113	2					2	113	76	113	2					2	113
宮城県	118	3					3	118	101	121	3					3	121
秋田県	76	1					6	71	50	76	1					6	71
山形県	110	2					11	101	90	110	2					11	101
福島県	105	10					1	114	87	134	10					1	143
茨城県	334	1					7	328	269	373	1					7	367
栃木県	151	2					4	149	127	204	4					6	202
群馬県	99			1	1			99	75	113	2		1	1			115
埼玉県	236	1					9	228	154	277	1					15	263
千葉県	273	3					10	266	178	280	3					10	273
東京都	281	5					11	275	167	282	5					11	276
神奈川県	110						4	106	68	111						4	107
新潟県	193	2					8	187	146	208	2					9	201
富山県	63						3	60	59	98	6					3	101
石川県	76						2	74	61	77						2	75
福井県	84						5	79	66	95						5	90
山梨県	67						6	61	43	69						6	63
長野県	130	5					14	121	100	145	6					14	137
岐阜県	183	2					9	176	146	186	2					9	179
静岡県	241	6					10	237	203	314	8	5				13	314
愛知県	217	2					14	205	188	364	10					19	355
三重県	189	1	1				7	184	148	222	1	1				9	215
滋賀県	92	2					4	90	71	112	2					4	110
京都府	87	3					7	83	64	91	3					7	87
大阪府	103						2	101	64	107						4	103
兵庫県	207	3					5	205	169	214	3					5	212
奈良県	174						7	167	143	174						7	167
和歌山県	79	1					5	75	62	79	1					5	75
鳥取県	51						1	50	44	53						1	52
島根県	61						10	51	49	65						10	55
岡山県	106	2		1	1		1	107	81	109	2		1	1		4	107
広島県	119	3					1	121	93	122	3					1	124
山口県	130	2					3	129	93	144	2					3	143
徳島県	125	1					7	119	92	125	1					7	119
香川県	102	2					3	101	95	104	2					3	103
愛媛県	158	1					10	149	110	161	1					10	152
高知県	100							100	94	100							100
福岡県	185	3					7	181	166	208	3					7	204
佐賀県	79	3					1	81	68	84	3					1	86
長崎県	83	1					5	79	53	84	1					5	80
熊本県	105	12					10	107	88	125	12					10	127
大分県	49							49	40	51	1						52
宮崎県	57	2					5	54	48	58	2					5	55
鹿児島県	150	3					3	150	123	150	3					3	150
沖縄県	92					1	3	88	62	93					1	3	89

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（10b） 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業 場数 注1)									
	29年度 未施設 数(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)		30年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	29年度 未施設 数(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	30年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
札幌市	21							21	12	22							22
仙台市	24	2						26	18	25	2						27
さいたま市	23						1	22	13	23						1	22
千葉市	36	1					1	36	23	38	1					1	38
横浜市	73						10	63	41	78						11	67
川崎市	43						1	42	25	48						1	47
相模原市	20							20	12	20							20
新潟市	48	1					2	47	32	48	1					2	47
静岡市	42			1	1			42	34	52	1		1	1		1	52
浜松市	47						11	36	26	51						11	40
名古屋市	39						2	37	26	54						2	52
京都市	49						4	45	34	58	1					4	55
大阪市	42							42	29	49							49
堺市	31							31	27	42							42
神戸市	28							28	18	28							28
岡山市	43						1	42	30	43						1	42
広島市	39							39	29	42							42
北九州市	39	1		1	1		1	39	29	48	1		1	1		1	48
福岡市	20							20	11	20							20
熊本市	18							18	15	18							18
函館市	10							10	7	10							10
旭川市	10							10	8	10							10
青森市	22			1	1			22	19	22			1	1			22
八戸市	25							25	16	28							28
盛岡市	21						2	19	15	21						2	19
秋田市	14							14	11	14							14
福島市	12						1	11	8	12						1	11
郡山市	14						1	13	10	14						1	13
いわき市	27	1					2	26	19	32	1	2				2	33
宇都宮市	21							21	15	22							22
前橋市	28	1					5	24	22	32	1					5	28
高崎市	22						1	21	17	22						1	21
川越市	9							9	8	10							10
川口市	7							7	5	8							8
越谷市	9	1					1	9	6	9	1					1	9
船橋市	20							20	12	21							21
柏市	14						1	13	8	14						1	13
八王子市	22							22	15	22							22
横須賀市	13						1	12	6	13						1	12
富山市	31	1						32	32	40	1						41
金沢市	26							26	19	26							26
長野市	19						4	15	10	19						4	15
岐阜市	26						3	23	18	28						3	25
豊橋市	15							15	13	21						1	20
岡崎市	20						1	19	12	22						1	21
豊田市	11							11	16	35	2					2	35
大津市	12	2						14	11	12	2						14
豊中市	6							6	2	6							6
高槻市	13						3	10	6	13						3	10
枚方市	12							12	7	13							13
八尾市	6						2	4	5	16						2	14
寝屋川市	7						2	5	2	7						2	5
東大阪市	15							15	6	15							15
姫路市	41						1	40	32	74						1	73
尼崎市	18						1	17	10	18						1	17
明石市	8						1	7	1	8						1	7
西宮市	8							8	4	8							8
奈良市	26							26	22	27							27
和歌山市	35						2	33	28	40						2	38
鳥取市	27						4	23	21	27						4	23
松江市	7							7	5	7							7
倉敷市	38						3	35	26	53						3	50
呉市	16							16	11	18							18
福山市	43						1	42	36	47						1	46
下関市	14							14	14	24	1						25
高松市	17	2						19	14	18	2						20
松山市	30							30	22	30							30
高知市	22							22	19	22							22
久留米市	15							15	12	20							20
長崎市	13							13	11	13							13
佐世保市	17							17	13	17							17
大分市	26						1	25	16	28						1	27
宮崎市	15							15	12	15							15
鹿児島市	32	2					1	33	24	33	2					1	34
那覇市																	
合 計	8006	110	1	5	5	1	336	7780	6048	8898	137	8	5	5	1	365	8677

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－９（１ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{（注2）}	29年度末施設数 ^{（a）}	新設 ^{（b） （注3）}	既設 ^{（c） （注4）}	瀬法から法への移行 ^{（d1） （注5）}	法から瀬法への移行 ^{（d2） （注5）}	廃止 ^{（f）}	30年度末施設数 ^{（a+b+c-f）}	事業場数 ^{（注2）}	29年度末施設数 ^{（a）}	新設 ^{（b） （注3）}	既設 ^{（c） （注4）}	瀬法から法への移行 ^{（d1） （注5）}	法から瀬法への移行 ^{（d2） （注5）}	廃止 ^{（f）}	30年度末施設数 ^{（a+b+c-f）}
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県																
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県																
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	3						3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県		1						1								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県									1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県										1					1	
山口県	1	2						2								
徳島県	1	2						2								
香川県									1	1						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県																
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1	1	1						
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（１ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	29年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) 注3)	既設 ^(c) 注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) 注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) 注5)	廃止 ^(f)	30年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	29年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) 注3)	既設 ^(c) 注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) 注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) 注5)	廃止 ^(f)	30年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									1	5					1	4
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市										1					1	
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
八戸市	1	7						7	1	1						1
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市	1	2						2	1	1						1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	27	70	0	0	0	0	0	70	32	48	0	0	0	0	3	45

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（２ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	硫酸カリの製造の用に供する廃水の洗浄施設							アルミ繊維の製造の用に供する廃水の洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県										16						16
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	4	2					6
岐阜県									1	1						1
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	5						5
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（２ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	硫酸カリの製造の用に供する廃 ₃ ス洗浄施設							アルミ繊維の製造の用に供する廃 ₃ ス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	31	2	0	0	0	0	33

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－９（３ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	2						2	1	9						
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2						2								
東京都																
神奈川県	1	3						3								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（３ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	5	10	0	0	0	0	0	10	5	28	0	0	0	0	0	28

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（４ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	カブ ロラクタム の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設								クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、 廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5						5								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（４ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括－政令市別）

	ｶﾞﾌﾞﾛｸﾞﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ｼｸﾛﾍｷｼﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設								ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市									1	5						5
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	5	0	0	0	0	0	5

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（５ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 数 ^{注2)}	29年度末施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法から法への移行 (d1) 注5)	法から瀬法への移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	30年度末施設数 (a+b+c-f)	事業場数 数 ^{注2)}	29年度末施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法から法への移行 (d1) 注5)	法から瀬法への移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	30年度末施設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（５ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括－政令市別）

	4-クロロフェノール酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	29年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) 注3)	既設 ^(c) 注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) 注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) 注5)	廃止 ^(f)	30年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	29年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) 注3)	既設 ^(c) 注4)	瀬法から法への移行 ^(d1) 注5)	法から瀬法への移行 ^(d2) 注5)	廃止 ^(f)	30年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－９（６ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	ｼｮｰｵｹｼﾞﾝｸﾞﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼｮｰｵｹｼﾞﾝｸﾞﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設								ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数 ^{注２）}	２９年度末施設数 ^{（a）}	新設 ^{（b）} ^{注３）}	既設 ^{（c）} ^{注４）}	瀬法から法への移行 ^{（d1）} ^{注５）}	法から瀬法への移行 ^{（d2）} ^{注５）}	廃止 ^{（f）}	３０年度末施設数 ^{（a+b+c-f）}	事業場数 ^{注２）}	２９年度末施設数 ^{（a）}	新設 ^{（b）} ^{注３）}	既設 ^{（c）} ^{注４）}	瀬法から法への移行 ^{（d1）} ^{注５）}	法から瀬法への移行 ^{（d2）} ^{注５）}	廃止 ^{（f）}	３０年度末施設数 ^{（a+b+c-f）}
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	3						3
群馬県																
埼玉県									1	1						1
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									4	5						5
石川県																
福井県									1	4						4
山梨県																
長野県																
岐阜県									2	4						4
静岡県									5	15		1			1	15
愛知県									2	2						2
三重県									1	2						2
滋賀県									3	6						6
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7		1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（６ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一政令市別）

	ｼｮｯｷﾝｸﾞﾊﾞｲﾚｯﾄの製造の用に供するニﾄﾚ化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニﾄﾚ化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ｼｮｯｷﾝｸﾞﾊﾞｲﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設							ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する熔焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市		1	3					3		1	1					1
浜松市		1	1					1		1	7					7
名古屋市		1	7					7		1	6					6
京都市		1	6					6								
大阪市																
堺市		1	1					1								1
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市		1	1					1		1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	7	0	0	0	0	0	7	31	69	0	1	0	0	1	69

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（７ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括一都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									5	60						60
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県										1						1
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	174	4				20	158
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	9						9								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（７ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市	1	11						11								
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市	1	17						17								
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	50	0	0	0	0	0	50	7	235	4	0	0	0	20	219

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（８ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括―都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設									灰の貯留施設									
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	
北海道	16	46						1	45	7	14							1	13
青森県	10	25						1	24	1	10							2	8
岩手県	4	4							4	2	8								8
宮城県	1	4							4										
秋田県	2	3							3	5	7								7
山形県	6	6							6	9	10						1		9
福島県	6	22							22	21	27								27
茨城県	23	46							46	9	14								14
栃木県	1	2							2	7	9								9
群馬県	1	2							2	8	8								8
埼玉県	40	102						3	99	17	34	2							36
千葉県	32	81							81	11	27								27
東京都	27	123	1					2	122	18	80								80
神奈川県	8	41	1					1	41	7	22						1		21
新潟県	12	19						1	18	15	15	3							18
富山県	4	19							19	3	5								5
石川県	4	5							5	5	7								7
福井県	7	17							17	5	7								7
山梨県	1	4							4	3	3								3
長野県	19	45	2					1	46	4	26	2					1		27
岐阜県	22	31							31	1	1								1
静岡県	28	47						4	43	3	12								12
愛知県	22	43						2	41	15	20						2		18
三重県	9	18						1	17	6	9						1		8
滋賀県	3	11							11	4	3	1							4
京都府	3	9						3	6	9	18						2		16
大阪府	18	48							48	3	17								17
兵庫県	14	30	2						32	19	23	2							25
奈良県	12	21						1	20	7	8						1		7
和歌山県	3	3							3	10	12								12
鳥取県	2	7							7	4	6								6
島根県	7	20						8	12	1	6						4		2
岡山県	5	7							7	11	17								17
広島県	9	13						1	12	3	4								4
山口県	15	32							32	2	2								2
徳島県	12	25						1	24	5	6								6
香川県	7	15	1					4	12	6	9								9
愛媛県	8	21							21	4	5								5
高知県	4	4							4										
福岡県	16	28						2	26	6	17								17
佐賀県	7	8							8	2	2								2
長崎県	2	5							5	4	4								4
熊本県	4	7						1	6	1	3						2		1
大分県																			
宮崎県	1	1							1	1	1								1
鹿児島県																			
沖縄県	15	23							23	4	5						1		4

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	30年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	30年 度未施 設数 (a+b+c- f)
札幌市	1	14							14	3	7							7
仙台市	4	9	1						10	3	3							3
さいたま市	2	7						1	6	4	5							5
千葉市	4	18							18	1	10							10
横浜市	4	19	1						20	4	20							20
川崎市	13	37							37	3	4							4
相模原市	8	19							19		7							7
新潟市	6	7							7	1	1							1
静岡市	4	6							6	2	2							2
浜松市	3	9							9									
名古屋市	5	24							24	2	5							5
京都市	4	12						2	10		6						1	5
大阪市	10	29							29		9							9
堺市	2	2							2	6	8							8
神戸市	2	4							4	4	8							8
岡山市	7	7							7	2	3							3
広島市	14	26							26	1	7							7
北九州市	5	23							23	7	58							58
福岡市	4	16							16	1	5							5
熊本市		2							2	2	2							2
函館市																		
旭川市																		
青森市	1	1							1	2	2							2
八戸市	6	13							13		3							3
盛岡市	1	2							2	1	1							1
秋田市	3	9							9	1	1							1
福島市										2	6							6
郡山市										2	2							2
いわき市	7	26						2	24									
宇都宮市	6	14							14		4							4
前橋市	1	3							3	2	5							5
高崎市	1	3							3	2	2							2
川越市	2	4							4	2	4							4
川口市	1	3							3	1	2							2
越谷市		4							4	1	1							1
船橋市										2	3							3
柏市																		
八王子市	1	5							5	2	7							7
横須賀市	3	13							13	1	6							6
富山市	3	7							7	1	1							1
金沢市	2	4							4	1	1							1
長野市	2	10							10	1	2						1	1
岐阜市	5	8							8									
豊橋市		3							3	2	3							3
岡崎市	1	2							2		2							2
豊田市	1	3							3	4	6							6
大津市	2	4							4	2	1	2						3
豊中市	1	5							5									
高槻市	2	13						3	10		3						1	2
枚方市	3	4							4		7							7
八尾市	3	4							4		1							1
寝屋川市	1	4						1	3	1	2						1	1
東大阪市		10							10	2	2							2
姫路市	5	21						1	20	1	14							14
尼崎市	5	18						1	17	3	4							4
明石市		1							1	1	1							1
西宮市										2	2							2
奈良市	1	2							2	1	2							2
和歌山市	3	4							4	2	3							3
鳥取市	2	4							4	2	5						3	2
松江市	4	7							7		4							4
倉敷市	8	23						3	20	2	3							3
呉市																		
福山市	4	7							7	2	3							3
下関市																		
高松市	2	2							2	1	2							2
松山市	2	4							4									
高知市										1	2							2
久留米市										2	2							2
長崎市	2	4							4	2	2							2
佐世保市	1	3							3	3	5							5
大分市	3	16							16		2							2
宮崎市		2							2	1	1						1	1
鹿児島市										4	4	1						5
那覇市																		
合 計	675	1682	9	0	0	0	0	52	1639	399	854	13	0	0	0	0	26	841

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－９（９ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}
（施設種類別・総括一都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	23	60						2	58	1	7						7
青森県	11	35						3	32								
岩手県	6	12							12								
宮城県	1	4							4								
秋田県	7	10							10								
山形県	15	16						1	15								
福島県	27	49							49								
茨城県	32	60							60								
栃木県	8	11							11	1	1						1
群馬県	9	10							10	1	2						2
埼玉県	57	136	2					3	135								
千葉県	43	108							108								
東京都	45	203	1					2	202	1	3						3
神奈川県	15	63	1					2	62								
新潟県	27	34	3					1	36								
富山県	7	24							24								
石川県	9	12							12								
福井県	12	24							24								
山梨県	4	7							7								
長野県	23	71	4					2	73								
岐阜県	23	32							32			2				2	
静岡県	31	59						4	55								
愛知県	37	63						4	59	1	4					1	3
三重県	15	27						2	25								
滋賀県	7	14	1						15		2					2	
京都府	12	27						5	22								
大阪府	21	65							65	1	2					1	1
兵庫県	33	53	4						57			1					1
奈良県	19	29						2	27		2					2	
和歌山県	13	15							15								
鳥取県	6	13							13								
島根県	8	26						12	14								
岡山県	16	24							24								
広島県	12	17						1	16								
山口県	17	34							34								
徳島県	17	31						1	30								
香川県	13	24	1					4	21								
愛媛県	12	26							26		2					2	
高知県	4	4							4								
福岡県	22	45						2	43								
佐賀県	9	10							10								
長崎県	6	9							9								
熊本県	5	10						3	7								
大分県																	
宮崎県	2	2							2								
鹿児島県																	
沖縄県	19	28						1	27	1		1					1

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（９b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	規模未 満変更 (e) 注6)	廃止 (f)	30年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) 注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	30年 度未施 設数 (a+b+c- f)
札幌市	4	21							21								
仙台市	7	12	1						13								
さいたま市	6	12						1	11								
千葉市	5	28							28								
横浜市	8	39	1						40								
川崎市	16	41							41	1	28						28
相模原市	8	26							26								
新潟市	7	8							8								
静岡市	6	8							8								
浜松市	3	9							9								
名古屋市	7	29							29		1						1
京都市	4	18						3	15			2					2
大阪市	10	38							38	3	5	1				1	5
堺市	8	10							10								
神戸市	6	12							12								
岡山市	9	10							10								
広島市	15	33							33								
北九州市	12	81							81	2	14	1					15
福岡市	5	21							21								
熊本市	2	4							4								
函館市																	
旭川市																	
青森市	3	3							3								
八戸市	6	16							16								
盛岡市	2	3							3								
秋田市	4	10							10								
福島市	2	6							6								
郡山市	2	2							2								
いわき市	7	26						2	24								
宇都宮市	6	18							18								
前橋市	3	8							8								
高崎市	3	5							5								
川越市	4	8							8								
川口市	2	5							5								
越谷市	1	5							5								
船橋市	2	3							3								
柏市																	
八王子市	3	12							12								
横須賀市	4	19							19								
富山市	4	8							8	1	1						1
金沢市	3	5							5								
長野市	3	12						1	11								
岐阜市	5	8							8								
豊橋市	2	6							6								
岡崎市	1	4							4								
豊田市	5	9							9	1	40						40
大津市	4	5	2						7								
豊中市	1	5							5								
高槻市	2	16						4	12	1	1						1
枚方市	3	11							11								
八尾市	3	5							5								
寝屋川市	2	6						2	4								
東大阪市	2	12							12								
姫路市	6	35						1	34								
尼崎市	8	22						1	21								
明石市	1	2							2								
西宮市	2	2							2								
奈良市	2	4							4								
和歌山市	5	7							7								
鳥取市	4	9						3	6								
松江市	4	11							11								
倉敷市	10	26						3	23								
呉市																	
福山市	6	10							10								
下関市																	
高松市	3	4							4								
松山市	2	4							4								
高知市	1	2							2								
久留米市	2	2							2								
長崎市	4	6							6								
佐世保市	4	8							8								
大分市	3	18							18			1				1	
宮崎市	1	3							3								
鹿児島市	4	4	1						5								
那覇市																	
合 計	1074	2536	22	0	0	0	0	78	2480	16	115	9	0	0	0	15	109

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（１０ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}
 （施設種類別・総括－都道府県別）

	汚泥類の破壊の用に供する施設のうち「ラズ」反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	29年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	30年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					
青森県								1	1					
岩手県								1	1					
宮城県	1	1						1	1					
秋田県								1	1					
山形県														
福島県														
茨城県	3	5						5	4	4				
栃木県	1	2	1					3	3	3				
群馬県		1					1	1	1					
埼玉県	3	6						6	10	10				1
千葉県	2	3						3	5	5				
東京都									18	18				1
神奈川県	1	2						2	11	11				1
新潟県														
富山県	1	1						1	2	3				
石川県														
福井県									1	1				
山梨県									1	1				
長野県		1						1	3	3				
岐阜県	2	3						3	2	2	1		1	
静岡県	1	2						2	3	2	1			
愛知県	3	3						3	8	8				
三重県									2	2				
滋賀県									2	2				
京都府									3	3				
大阪府	1	3						3	8	8				
兵庫県									2	3			1	
奈良県									1	1				
和歌山県														
鳥取県									3	3				
島根県										1			1	
岡山県									2	2				
広島県	1	2						2						
山口県									2	2				
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県									1	1				
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づき許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 9 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	3 0 年 度未施 設数 (a+b+c- f)
札幌市									4	4				4
仙台市									2	2				2
さいたま市														
千葉市									2	4				4
横浜市									5	19				19
川崎市									2	3				3
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1						
静岡市	1	2						2	4	4				4
浜松市									2	2				2
名古屋市									5	6				6
京都市									3	3				3
大阪市									4	4				4
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市									4	4				4
岡山市														
広島市									4	5				5
北九州市									3	4				4
福岡市									3	3				3
熊本市									2	2				2
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市									2	2				2
福島市														
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市														
前橋市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市									2	2				2
横須賀市									1	1				1
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市	1	2						2	3	4				4
長野市									3	3				3
岐阜市									3	3				3
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市														
大津市									1	1				1
豊中市									1	1				1
高槻市									1	4				4
枚方市									1	1				1
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市									2	2				2
明石市									2	2				2
西宮市									3	3				3
奈良市														
和歌山市									2	2				2
鳥取市									1	1				1
松江市									1	1				1
倉敷市									1	1				1
呉市														
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	2	1					3	1	1				1
久留米市														
長崎市									1	1				1
佐世保市									1	1				1
大分市														
宮崎市									2	2				2
鹿児島市	1	4						4	1	1				1
那覇市														
合 計	33	60	2	0	0	0	1	61	211	239	2	0	3	238

注 1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注 2) 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した
 注 3) 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出又は瀬戸内海法第 5 条第 1 項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注 4) 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項又は瀬戸内海法第 7 条第 2 項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注 5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの 1 日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注 6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注 7) 合計欄は、表 a (都道府県別) と表 b (政令市別) を合計したものである。

表Ⅰ－９（１１ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}
（施設種類別・総括一都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設								合 計								
	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	2 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	3 0 年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道									37	92						2	90
青森県									12	36						3	33
岩手県		1						1	8	15							13
宮城県		2						2	6	15							13
秋田県		1						1	8	12							12
山形県									15	16						1	13
福島県		1						1	31	59							59
茨城県									44	85							89
栃木県									15	21	1						22
群馬県									12	15							14
埼玉県		1						1	76	214	2					3	213
千葉県	2	3						3	55	125							123
東京都									64	224	1					2	223
神奈川県									29	81	1					2	80
新潟県	4	9						9	32	65	3					1	67
富山県									17	38							38
石川県									9	12							12
福井県									14	29							25
山梨県									5	8							8
長野県		2						2	27	81	6					2	85
岐阜県									31	43	3					3	43
静岡県		1						1	44	259	5	1				25	240
愛知県	1	1						1	58	92						5	87
三重県	1	1						1	21	39						2	37
滋賀県									12	24	1					2	23
京都府									16	31						5	24
大阪府									31	78						1	77
兵庫県									37	61	5					1	65
奈良県									20	32						4	28
和歌山県									13	15							13
鳥取県									10	20							20
島根県		1						1	9	29						13	16
岡山県									19	27							27
広島県	1	1						1	14	21						2	19
山口県	1	1						1	23	48							48
徳島県									18	33						1	32
香川県									16	33	1					4	30
愛媛県	2	5						5	19	51						2	49
高知県									4	4							4
福岡県	1	2					1	1	25	57						3	54
佐賀県									10	12							12
長崎県									6	9							9
熊本県									6	11						3	8
大分県																	
宮崎県	1	1						1	5	6							6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	23	32	1					1	32

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（１１ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

(施設種類別・総括－政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注２）}	２９年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注３）}	既設 (c) ^{注４）}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注５）}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注５）}	廃止 (f)	３０年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注２）}	２９年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注３）}	既設 (c) ^{注４）}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注５）}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注５）}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	３０年 度未施 設数 (a+b+c- f)
札幌市									8	25							25
仙台市									9	14	1						15
さいたま市									6	12						1	11
千葉市	1	1						1	9	34							34
横浜市									14	61	1						62
川崎市	1	1						1	20	73							73
相模原市	1	1						1	10	29							29
新潟市		1						1	11	16							16
静岡市									13	21							21
浜松市									7	17						1	16
名古屋市									14	44						1	43
京都市									8	27	2					5	24
大阪市									17	47	1					1	47
堺市									14	16							16
神戸市									10	16							16
岡山市									9	10							10
広島市									19	39						1	38
北九州市		1						1	19	102	1						103
福岡市									8	24							24
熊本市									4	6							6
函館市									1	1							1
旭川市									2	4							4
青森市									3	3							3
八戸市									9	35							35
盛岡市									2	3							3
秋田市									7	13							13
福島市									2	6							6
郡山市									3	3							3
いわき市			1					1	10	39						2	37
宇都宮市	1	1						1	7	19							19
前橋市									4	11							11
高崎市									4	6							6
川越市									4	8							8
川口市									2	5							5
越谷市									1	5							5
船橋市									2	3							3
柏市																	
八王子市									5	14							14
横須賀市									5	20							20
富山市	1	1	1					2	9	13	1						14
金沢市									7	11							11
長野市									6	15						1	14
岐阜市									8	11							11
豊橋市									3	7							7
岡崎市									1	4							4
豊田市									7	50							50
大津市									5	6	2						8
豊中市									2	6							6
高槻市									4	21						4	17
枚方市									4	12							12
八尾市									3	5							5
寝屋川市									2	6						2	4
東大阪市									4	14							14
姫路市	1	1						1	12	58						1	57
尼崎市									10	24						1	23
明石市									3	4							4
西宮市			2					2	5	7							7
奈良市									2	4							4
和歌山市									7	9							9
鳥取市									5	10						3	7
松江市									5	12							12
倉敷市									11	27						3	24
呉市									2	3							3
福山市									7	11							11
下関市									2	2							2
高松市									5	6							6
松山市									2	4							4
高知市									3	5	1						6
久留米市									2	2							2
長崎市									5	7							7
佐世保市									5	9							9
大分市	2	3						3	6	22	1					1	22
宮崎市									3	5							5
鹿児島市									6	9	1						10
那覇市																	
合 計	23	49	1	0	0	0	1	49	1482	3563	42	1	0	0	0	122	3484

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I－10（1a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	30年度末		29年度末	30年度末		29年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	30年度末		29年度末	30年度末		29年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数

() 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	亜鉛回収施設													
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計			
	30年度末 事業場数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I－10（2b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設													
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計			
	30年度末 事業場数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数

（ ）内に再掲した。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I－10（3a） 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設								
	焙焼炉			溶解炉		乾燥炉		小計	
	30年度末 事業場数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (3 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設								
		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	30年度末 事業場数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を

() 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
		4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
	30年度末 事業場数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1(1)					1(1)	1(1)						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都							1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	1(1)							1(1)	1(1)				
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)	1(1)	1(1)										
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	1	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	1(1)					1(1)	1(1)						

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

() 内に再掲した。

表 I - 10 (4b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉													
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	30年度末 事業場数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市	2	2	2											
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	9(5)	8(3)	8(3)	0	0	4(2)	5(3)	1(1)	1(1)	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数

() 内に再掲した。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－１０（５a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃棄物焼却炉		合 計		
	小計				
	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 事業場数	29年度末 施設数	29年度末 施設数
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都		1(1)			1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	1	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (5 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉		合 計		
	小計				
	30年度末 施設数	29年度末 施設数	30年度末 事業場数	29年度末 施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
八戸市					
盛岡市					
秋田市					
福島市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川崎市					
川口市					
越谷市					
船橋市					
柏市					
八王子市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
枚方市					
八尾市					
寝屋川市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
明石市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
鳥取市					
松江市					
倉敷市	2	2	2	2	2
呉市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
佐世保市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	13 (6)	14 (7)	9 (5)	13 (6)	14 (7)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数

() 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－１１（１ａ） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別―都道府県別)

	硫酸塩ペル（クラフトペル）又は亜硫酸ペル（キルファイトペル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）内に再掲した。

表Ⅰ－１１（１b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は亜硫酸ペルブ（キルファイトペルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			アミシ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I－11（2a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別―都道府県別)

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリウム製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2,3-ジクロロ-1,4-ナフチキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）内に再掲した。

表 I - 1 1 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリウム製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2,3-ジクロロ-1,4-ナフチキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－11（3a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別―都道府県別)

	ｼﾞｮｾﾂｼﾞﾝﾊﾞｲﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾚ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｮｾﾂｼﾞﾝﾊﾞｲﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設			ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちの過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）内に再掲した。

表 I - 1 1 (3 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	ジ'オキチ'ソバ'イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ'オキチ'ソバ'イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表 I - 1 1 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設			フロン類の破壊の用に供する 施設のうちアゾクマ反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	1	1				1	1	1						
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)						
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	1	2	2				1	2	2						
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数()内に再掲した。

表 I - 1 1 (4 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設			フロン類の破壊の用に供する 施設のうちアゾクマ反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設			
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計									
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度							
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	3(1)	4(1)	4(1)	0	0	0	3(1)	4(1)	4(1)	0	0	0	0	0	0	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表 I - 1 1 (5 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県				1	1	1	1	1	1
山形県									
福島県							1	1	1
茨城県									
栃木県				1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県							1	2	2
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数()内に再掲した。

表 I - 1 1 (5 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	30年度末		29年度	30年度末		29年度	30年度末		29年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	5(2)	6(2)	6(2)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－１２（１ａ） 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	３０年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注１)	別表第一 (c)	３０年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注１)	別表第一 法施行前 設置(b) 注２)	別表第一 法施行後 設置(c) 注３)	３０年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注１)	別表第一 (c)	３０年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注１)	別表第一 (c)
北海道	1		1	2	2								
青森県													
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		4	4			2	2				
栃木県				2	2								
群馬県				1	1	1		1		1			
埼玉県				3	2	1							
千葉県	3	3											
東京都				1	1								
神奈川県				1	1								
新潟県				3	3								
富山県				1	1	1							
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		14	10			4					
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				1			1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県													
山口県				10	7		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県													
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県													
熊本県				1	1								
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1		1							

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設						
							焙焼炉			焼結炉			
	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市				1		1							
仙台市				1			1						
さいたま市													
千葉市	2	1	1										
横浜市													
川崎市	1	1		4	4								
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市				1	1								
京都市													
大阪市				7	7								
堺市				5	5								
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市	3	3		4	2		2						
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市				1	1						1		1
盛岡市													
秋田市													
福島市													
郡山市													
いわき市								1	1		1	1	
宇都宮市				1	1								
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市				1	1								
越谷市													
船橋市				1	1								
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市				1	1								
金沢市													
長野市													
岐阜市				2	2								
豊橋市				1			1						
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市				1	1								
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市				5	5			1	1		4		4
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	3	2	1	2	2								
鳥取市													
松江市													
倉敷市	4	4		3	3								
呉市	2	2											
福山市	4	3	1										
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市	2	2											
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	31	28	3	95	80	3	12	9	8	1	6	1	5

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	2	
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					2	1	1	3	2	1
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1		1							2		2
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市							7		7	12	1	11
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	1	1	4	3	1	10	2	8	31	15	16

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道				15	1	14	1		1	16	1	15
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県												
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	20	5	3		3	31	20	11
栃木県	3	3		45	29	16	3	1	2	51	33	18
群馬県	1	1		10	4	6	2		2	13	5	8
埼玉県				28	12	16	4	2	2	32	14	18
千葉県				4	1	3				4	1	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				11	3	8				11	3	8
富山県				40	28	12				40	28	12
石川県				1	1					1	1	
福井県				10	5	5	1		1	11	5	6
山梨県				1	1		1	1		2	2	
長野県				14	5	9	2		2	16	5	11
岐阜県	2	2		1		1				3	2	1
静岡県	5	4	1	68	36	32	4	2	2	77	42	35
愛知県	4	1	3	122	52	70	6	1	5	132	54	78
三重県	2	2		28	17	11	1		1	31	19	12
滋賀県				17	7	10	3	1	2	20	8	12
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府							1	1		1	1	
兵庫県	2		2	3	3					5	3	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県				2		2				2		2
島根県												
岡山県												
広島県				3	3					3	3	
山口県				4	1	3				4	1	3
徳島県												
香川県	1		1	1	1					2	1	1
愛媛県												
高知県												
福岡県				18	10	8	2	1	1	20	11	9
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	6	12	1		1	19	6	13
大分県	1		1	2		2				3		3
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				4	1	3				4	1	3
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				10	7	3				10	7	3
浜松市				4		4				4		4
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				9	6	3	1	1		10	7	3
大阪市												
堺市				5	5		1	1		6	6	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	1	1					2	1	1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市				3	2	1				3	2	1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1	1		1	4	2	2
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				4	3	1				4	3	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				22	5	17	2		2	24	5	19
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市				8	8		2	1	1	10	9	1
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市				8	8					8	8	
呉市												
福山市												
下関市				11	9	2				11	9	2
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				5		5				5		5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合 計	28	16	12	665	361	304	47	16	31	740	393	347

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
北海道	17	7		10	22	14	3	5	97	55	9	33
青森県	2			2	17	9	5	3	22	16	2	4
岩手県	4		2		16	6	3	7	18	9	5	4
宮城県	8	1		7	25	23			2	24	16	8
秋田県	3	1		2	8	6			2	37	14	3
山形県	7	2	2	3	8	2		6	18	4	4	10
福島県	14	1		13	30	21			9	40	26	1
茨城県	33	22		11	57	40	4	13	56	39	3	14
栃木県	11	8		3	30	11	2	17	25	19		6
群馬県	13	12		1	22	22			32	23	1	8
埼玉県	36	25		11	74	67		7	55	42		13
千葉県	47	29	1	17	65	42	4	19	50	31	4	15
東京都	110	53	8	49	36	13	1	22	33	24	4	5
神奈川県	32	13	6	13	25	19	5	1	13	5	5	3
新潟県	7	5		2	45	35		10	44	23	3	18
富山県	6	1		5	10	4		6	15	7		8
石川県					14	10		4	23	20		3
福井県	4	4			13	12		1	22	13	3	6
山梨県	3			3	16	9		7	14	9	1	4
長野県	7	7			23	13		10	42	27	2	13
岐阜県	2	2			29	12	4	13	52	29	6	17
静岡県	29	8	10	11	44	19	13	12	56	33	12	11
愛知県	46	25	4	17	42	34	1	7	57	44	3	10
三重県	23	8	2	13	27	16	4	7	44	19	16	9
滋賀県	4		1	3	19	10	3	6	31	10	9	12
京都府	4			4	17	9	4	4	28	19	2	7
大阪府	26	14		12	32	22	2	8	21	16		5
兵庫県	14	6		8	26	21	2	3	48	28	4	16
奈良県	6	4		2	18	10		8	37	31		6
和歌山県					11	5	2	4	23	13	2	8
鳥取県	3	3			4		3	1	21	18		3
島根県	3			3	3	1		2	18	9	4	5
岡山県	4	3		1	11	6		5	27	18	2	7
広島県	5	3		2	21	14		7	34	26	3	5
山口県	12	7		5	17	9	1	7	40	25	4	11
徳島県	1			1	19	14		5	39	23	5	11
香川県	5	4		1	6	4		2	21	15	1	5
愛媛県	16	6	1	9	21	8	5	8	36	27	4	5
高知県					11	3	2	6	20	12	4	4
福岡県	12	4		8	26	19	2	5	36	27	2	7
佐賀県	6			6	11	8		3	24	11	3	10
長崎県	5	3	1	1	12	2	10		39	7	10	22
熊本県	1	1			21	11	1	9	36	22	1	13
大分県	2			2	10	8		2	14	13		1
宮崎県	7	1	1	5	6	6			13	8	1	4
鹿児島県					20	12	2	6	46	29	1	16
沖縄県	9	5		4	16	9	2	5	28	14	1	13

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	9	4	3	2	6	5	1		1		1	
仙台市	11	6		5	3	2		1	3	1		2
さいたま市	11	11							3	3		
千葉市	11	5	2	4	4	3		1	6	3		3
横浜市	26	15	4	7	5	3	1	1	3	2		1
川崎市	18	9		9	6	3	3		12	9		3
相模原市	7	4		3	1	1			8	8		
新潟市	9	5		4	7	1	4	2	12	7	1	4
静岡市	6		4	2	4		1	3	7		6	1
浜松市	8	4		4	6	4	1	1	7	4		3
名古屋市	19	9		10	2	2			2			2
京都市	11	3	2	6	2	2			4		2	2
大阪市	20	10	3	7	6	5		1	9	6	2	1
堺市	13	7		6	2			2	4	1		3
神戸市	11	6		5	3	2		1	2	2		
岡山市	8	4	3	1	1	1			23	21		2
広島市	9	4		5	4	2		2	16	7	1	8
北九州市	16	12		4	4	2		2	12	3		9
福岡市	10	6		4	4	3		1	3	3		
熊本市	4	2		2					6	5		1
函館市	3	1		2	1			1	3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	5	1	2	2					1	1		
八戸市	8	5	1	2	2			2	4	2		2
盛岡市	3	3			3	2		1	5	4		1
秋田市	3		2	1	3		1	2	5	4		1
福島市	4	2	2									
郡山市	4	4			1	1			1	1		
いわき市	13	7	3	3	5	1	3	1	6	5		1
宇都宮市	6	2	3	1	5	3		2	5	2	1	2
前橋市	3	1		2	3	2		1	3	1		2
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2		2	3	3	2	1		2	1		1
川口市	5	2		3								
越谷市	4	4										
船橋市	14	8		6					1			1
柏市	5		3	2	3		3		2	1	1	
八王子市	5		5		3		3		3		3	
横須賀市	6	3		3	3	3			1	1		
富山市	4		1	3					9	7		2
金沢市	5	3		2	4	2		2	5	3		2
長野市	3			3	2	1		1	7	6		1
岐阜市	5	5			3	2	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		6	2		4	3	1	1	1
岡崎市	7	5		2					4	4		
豊田市	3			3	3	1		2	3	2		1
大津市					7	4		3	3	2		1
豊中市	4			4	1		1					
高槻市	3	2		1	2	1	1		2	2		
枚方市	4	2		2	2			2	3		1	2
八尾市	2	2							1	1		
寝屋川市	2			2					3		3	
東大阪市	7	3		4	4	2		2				
姫路市	12	4		8	11	5		6	4	2		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1
明石市	3	3			2	2						
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	11	9		2
鳥取市	2	2			2	1		1	4	2		2
松江市					5		1	4	1	1		
倉敷市	8	5		3	6	4		2	15	11	2	2
呉市	4			4					5	3		2
福山市	4			4	5	5			6	6		
下関市	2			2					6	6		
高松市	5	2		3					5	3		2
松山市	6	3		3	3	2	1		9	3		6
高知市	3		3		1	1			2	1		1
久留米市	3	3			2			2	3	2		1
長崎市	4	2		2					1	1		
佐世保市	4	2	2		3			3	6	4		2
大分市	9	5	1	3	2	1		1	8	6		2
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	6	2		4	3		2	1	12	5		7
那覇市												
合 計	1096	546	91	459	1253	769	119	365	1915	1187	177	551

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－１２（５a） 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	附則別表		別表第一		附則別表		別表第一		附則別表		別表第一	
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	第二(a) 注1)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	第二(a) 注1)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	第二(a) 注1)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
北海道	66	19		47	16	11		5	8	2		6
青森県	43	12	1	30	5	3		2	8	3	2	3
岩手県	65	27	3	35	7	3		4	3	1		2
宮城県	48	5		43	9	4		5	4	4		
秋田県	16	7		9	2	1		1	5	5		
山形県	59	15		44	4	4			5	2		3
福島県	10	6		4	15	7		8	5	4		1
茨城県	154	51	4	99	20	12		8	8	4	1	3
栃木県	61	24	2	35	18	6	1	11	4	3		1
群馬県	21	9		12	9	1		8	2			2
埼玉県	16	11		5	39	12		27	8	4		4
千葉県	72	21		51	19	9		10	13	5		8
東京都	36	23		13	46	21		25	14	7		7
神奈川県	27	7	10	10	9	4	1	4				
新潟県	52	18	2	32	20	9	1	10	19	13	2	4
富山県	20	8		12	6	5		1	3	1		2
石川県	33	14		19	4	4						
福井県	30	15		15	5	5			5	1		4
山梨県	17	6		11	6	5		1	5	3		2
長野県	39	23		16	6	3		3	4	2		2
岐阜県	59	52	1	6	29	25		4	5	3	2	
静岡県	71	34	6	31	20	11	1	8	17	8		9
愛知県	34	15	2	17	19	9	1	9	7	4		3
三重県	67	34		33	15	8		7	8	4		4
滋賀県	25	11	4	10	6	5	1		5	3	1	1
京都府	29	11		18	5	4		1				
大阪府	13	8		5	5	5			4	2		2
兵庫県	93	55		38	21	12		9	3	3		
奈良県	90	36		54	13	5		8	3	2		1
和歌山県	29	11		18	7	5		2	5	3		2
鳥取県	21	9		12					1	1		
島根県	21	7		14	1			1	5	3		2
岡山県	59	14	2	43	3	2		1	3	2		1
広島県	35	19		16	19	7		12	7	5		2
山口県	41	23		18	11	10		1	8	5		3
徳島県	50	22		28	8	8			2	1		1
香川県	56	18		38	11	8		3	2	2		
愛媛県	50	12	3	35	18	10	1	7	8	4		4
高知県	61	30		31	6	3		3	2	1		1
福岡県	73	36		37	27	26		1	7	7		
佐賀県	30	17		13	5	3		2	5	2		3
長崎県	19	8	9	2	4	3	1					
熊本県	37	9		28	5	4		1	7	5		2
大分県	13	5	1	7	8	7		1	2	2		
宮崎県	27	7		20	1	1						
鹿児島県	69	27		42	9	3		6	6	5		1
沖縄県	23	10		13	8	1		7	4	3		

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	3	1		2					2	2		
仙台市	8	5		3	1			1				
さいたま市	2	2			4	4			2	2		
千葉市	10	4		6	4	3		1	1			1
横浜市	10	8		2	16	15		1	3	3		
川崎市	1	1			3			3	2	2		
相模原市	2	2			2	1		1				
新潟市	12	4		8	5	4		1	2	1	1	
静岡市	15	10		5	7	3		4	3	2		
浜松市	14	10		4					1	1		
名古屋市	9	6		3	3	2		1	2			2
京都市	14	11		3	11	10		1	3	3		
大阪市	3	1		2	4	3		1				
堺市	8	4		4	4	4						
神戸市	10	5		5	1			1	1	1		
岡山市	7	2		5	2	2			1			1
広島市	8	6		2	1	1			1			1
北九州市	7	5		2								
福岡市	3			3								
熊本市	7	4		3					1	1		
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					1			1
青森市	11			11	4			4	1			1
八戸市	5	2		3	4	2		2	2	1		1
盛岡市	6	4		2	1	1			1			1
秋田市	3	1	1	1								
福島市	4	1	3		2		2		1	1		
郡山市	4	3		1	3	2		1				
いわき市	1			1	1			1				
宇都宮市	4			4	1	1						
前橋市	11	3		8	3	2		1	1			1
高崎市	5	1		4	4	1		3	2			2
川越市	1	1			1			1				
川口市					2			2				
越谷市	1			1	3			3	1			1
船橋市	2	1		1	3	2		1				
柏市	1			1	2		2					
八王子市	6	2	1	3	2	2			3	1		2
横須賀市	2			2								
富山市	14	5		9	4	1		3	1	1		
金沢市	8	5		3	4	2		2				
長野市	3			3								
岐阜市	6	3		3	4	4			1	1		
豊橋市	3	1		2								
岡崎市	3	3			5	4		1				
豊田市	1	1			1			1				
大津市	4	2		2								
豊中市					1		1					
高槻市	3	1	1	1								
枚方市	2	1		1	1	1						
八尾市									1	1		
寝屋川市												
東大阪市	2	2			2	2						
姫路市	8	6		2	5	3		2				
尼崎市	1	1			2	2						
明石市	1	1			1	1						
西宮市									1	1		
奈良市	13	8		5	3	2		1	2	1		1
和歌山市	8	7		1	1	1		1	3	2		1
鳥取市	11	6		5	4	4						
松江市					1	1						
倉敷市	4	4			2	1		1				
呉市	6	4		2	1			1				
福山市	26	19		7	1	1						
下関市	5	2		3					1	1		
高松市	9	5		4								
松山市	11	7		4	1	1						
高知市	14	4		10	2	1		1				
久留米市	4	1		3	3	3						
長崎市	4	1		3	4	4						
佐世保市	3	2		1					1	1		
大分市	6			6								
宮崎市	9	4		5	1			1				
鹿児島市	9	5		4	3	2		1				
那覇市												
合 計	2508	1085	56	1367	710	419	13	278	298	174	9	115

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (6 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
北海道	226	108	12	106	245	112	12	121
青森県	97	43	10	44	97	43	10	44
岩手県	113	46	13	54	113	46	13	54
宮城県	118	53		65	121	56		65
秋田県	71	34	3	34	71	34	3	34
山形県	101	29	6	66	101	29	6	66
福島県	114	65	1	48	143	89	1	53
茨城県	328	168	12	148	367	196	12	159
栃木県	149	71	5	73	202	106	5	91
群馬県	99	67	1	31	115	73	1	41
埼玉県	228	161		67	263	177	1	85
千葉県	266	137	9	120	273	141	9	123
東京都	275	141	13	121	276	142	13	121
神奈川県	106	48	27	31	107	49	27	31
新潟県	187	103	8	76	201	109	8	84
富山県	60	26		34	101	55		46
石川県	74	48		26	75	49		26
福井県	79	50	3	26	90	55	3	32
山梨県	61	32	1	28	63	34	1	28
長野県	121	75	2	44	137	80	2	55
岐阜県	176	123	13	40	179	125	13	41
静岡県	237	113	42	82	314	155	42	117
愛知県	205	131	11	63	355	199	11	145
三重県	184	89	22	73	215	108	22	85
滋賀県	90	39	19	32	110	47	19	44
京都府	83	43	6	34	87	45	6	36
大阪府	101	67	2	32	103	68	2	33
兵庫県	205	125	6	74	212	130	6	76
奈良県	167	88		79	167	88		79
和歌山県	75	37	4	34	75	37	4	34
鳥取県	50	31	3	16	52	31	3	18
島根県	51	20	4	27	55	24	4	27
岡山県	107	45	4	58	107	45	4	58
広島県	121	74	3	44	124	77	3	44
山口県	129	79	5	45	143	87	5	51
徳島県	119	68	5	46	119	68	5	46
香川県	101	51	1	49	103	52	1	50
愛媛県	149	67	14	68	152	70	14	68
高知県	100	49	6	45	100	49	6	45
福岡県	181	119	4	58	204	132	4	68
佐賀県	81	41	3	37	86	44	3	39
長崎県	79	23	31	25	80	24	31	25
熊本県	107	52	2	53	127	59	2	66
大分県	49	35	1	13	52	35	1	16
宮崎県	54	23	2	29	55	24	2	29
鹿児島県	150	76	3	71	150	76	3	71
沖縄県	88	42	3	43	89	42	4	43

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (6 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	21	12	5	4	22	12	6	4
仙台市	26	14		12	27	14		13
さいたま市	22	22			22	22		
千葉市	36	18	2	16	38	19	2	17
横浜市	63	46	5	12	67	47	5	15
川崎市	42	24	3	15	47	29	3	15
相模原市	20	16		4	20	16		4
新潟市	47	22	6	19	47	22	6	19
静岡市	42	15	11	16	52	22	11	19
浜松市	36	23	1	12	40	23	1	16
名古屋	37	19		18	52	33		19
京都市	45	29	4	12	55	36	4	15
大阪市	42	25	5	12	49	32	5	12
堺市	31	16		15	42	27		15
神戸市	28	16		12	28	16		12
岡山市	42	30	3	9	42	30	3	9
広島市	39	20	1	18	42	22	1	19
北九州市	39	22		17	48	28		20
福岡市	20	12		8	20	12		8
熊本市	18	12		6	18	12		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	22	2	2	18	22	2	2	18
八戸市	25	12	1	12	28	13	1	14
盛岡市	19	14		5	19	14		5
秋田市	14	5	4	5	14	5	4	5
福島市	11	4	7		11	4	7	
郡山市	13	11		2	13	11		2
いわき市	26	13	6	7	33	19	6	8
宇都宮市	21	8	4	9	22	9	4	9
前橋市	24	9		15	28	11		17
高崎市	21	9	2	10	21	9	2	10
川越市	9	4	1	4	10	5	1	4
川口市	7	2		5	8	3		5
越谷市	9	4		5	9	4		5
船橋市	20	11		9	21	12		9
柏市	13	1	9	3	13	1	9	3
八王子市	22	5	12	5	22	5	12	5
横須賀市	12	7		5	12	7		5
富山市	32	14	1	17	41	15	1	25
金沢市	26	15		11	26	15		11
長野市	15	7		8	15	7		8
岐阜市	23	19	1	3	25	21	1	3
豊橋市	15	5	3	7	20	8	3	9
岡崎市	19	16		3	21	17		4
豊田市	11	4		7	35	9		26
大津市	14	8		6	14	8		6
豊中市	6		2	4	6		2	4
高槻市	10	6	2	2	10	6	2	2
枚方市	12	4	1	7	13	5	1	7
八尾市	4	4			14	13		1
寝屋川市	5		3	2	5		3	2
東大阪市	15	9		6	15	9		6
姫路市	40	20		20	73	42		31
尼崎市	17	10	1	6	17	10	1	6
明石市	7	7			7	7		
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	26	19		7	27	19		8
和歌山市	33	27		6	38	31		7
鳥取市	23	15		8	23	15		8
松江市	7	2	1	4	7	2	1	4
倉敷市	35	25	2	8	50	40	2	8
呉市	16	7		9	18	9		9
福山市	42	31		11	46	34		12
下関市	14	9		5	25	18		7
高松市	19	10		9	20	11		9
松山市	30	16	1	13	30	16	1	13
高知市	22	7	3	12	22	7	3	12
久留米市	15	9		6	20	9		11
長崎市	13	8		5	13	8		5
佐世保市	17	9	2	6	17	9	2	6
大分市	25	12	1	12	27	14	1	12
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	33	14	2	17	34	15	2	17
那覇市								
合 計	7780	4180	465	3135	8677	4696	468	3513

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (7 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)						
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (7 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)						
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (8 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (9 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (9 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	3 0 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (1 0 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県													1			1
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府	1	1														
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1						
香川県																
愛媛県	3	3							1			1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									1		1					

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 0 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市	2	2														
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	8	0	0	0	0	0	0	4	2	1	1	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (1 1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉												合 計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計							
	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注 3)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注 3)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注 3)	3 0 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注 3)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	1				1	1		
茨城県																
栃木県								2	2				2	2		
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県								1				1	1			1
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1				1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1				1	1		
香川県																
愛媛県								4	3			1	4	3		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								1			1		1		1	

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 1 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別)

	廃棄物焼却炉												合 計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計							
	3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		3 0 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市									2	2			2	2		
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	13	10	1	2	13	10	1	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 3 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	2	2
法第 3 5 条第 3 項に基づく要請件数	0	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求等件数	0	0

表 I - 1 4 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	193	49
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	564	209
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	—	16
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	—	14

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 15 適用除外等の状況
(大気関係・水質関係－都道府県別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条 第2項に 基づく通 知件数	法第35条 第3項に 基づく要 請件数	法第36条 第2項に 基づく要 求等件数	法第35条 第2項に 基づく通 知件数	法第35条 第3項に 基づく要 請件数	法第36条 第2項に 基づく要 求等件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県	1			1		
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

(大気関係・水質関係－政令市別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条 第2項に 基づく通 知件数	法第35条 第3項に 基づく要 請件数	法第36条 第2項に 基づく要 求等件数	法第35条 第2項に 基づく通 知件数	法第35条 第3項に 基づく要 請件数	法第36条 第2項に 基づく要 求等件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市	1			1		
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	2	0	0	2	0	0

表 I - 1 6 (1 a) その他の届出等の状況
(大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別一都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	14	3	3	3		
青森県	2	12	2	6		
岩手県	4	7				
宮城県	4	3				
秋田県	6	1				
山形県	1	4		1		
福島県	1	1		1		
茨城県	8	34	1	9		
栃木県	3	37	1	1		
群馬県						
埼玉県	3	20	2	1		
千葉県	5	45	1	2		
東京都	3	53		82		
神奈川県	1	6		6		
新潟県	4	11	5	2		
富山県	3	7	2	1		
石川県	2	2				
福井県		6		1		
山梨県	2	6				
長野県	1	2		2		
岐阜県						
静岡県	6	12	2	9		
愛知県	9	26	6	3		
三重県	5	10		5		
滋賀県	5	5		1		
京都府	2	10	1	7		
大阪府		1	9	4		1
兵庫県	5	6		3	1	
奈良県	1	5				
和歌山県	1	3	1			
鳥取県	1	3	2	7		
島根県		5		1		
岡山県		8				
広島県	4	7			1	4
山口県	7	2	1		5	
徳島県	9	6			1	
香川県	5	1				
愛媛県	1	8		2		
高知県	1	1				
福岡県	2	18	1	4	1	3
佐賀県	1	2				
長崎県		4				
熊本県		9				
大分県						
宮崎県	6	2		1		
鹿児島県	2	3		1		
沖縄県		1		1		

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

表 I - 1 6 (1 b) その他の届出等の状況
(大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
札幌市						
仙台市	1					
さいたま市	1	1				
千葉市		2				
横浜市	4	6				
川崎市	1	22				
相模原市		1				
新潟市	2	3			4	
静岡市						
浜松市		1			1	
名古屋市			1		7	
京都市	1	10			6	
大阪市	1	3				
堺市		1				
神戸市		1				
岡山市	1	5				
広島市		2	2			1
北九州市	7	5			2	
福岡市						
熊本市						
函館市		1				
旭川市		2				
青森市	1	2				
八戸市	1	6			1	
盛岡市		4				
秋田市	2	2			2	
福島市						
郡山市						
いわき市	4	4			3	
宇都宮市		2				
前橋市						
高崎市		2				
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市	3					
柏市						
八王子市						
横須賀市		1			1	
富山市	1	8	1		3	
金沢市		4				
長野市		3			1	
岐阜市	1	2			2	
豊橋市						
岡崎市	2					
豊田市		1	1		1	
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市	8	6	3		2	3
尼崎市		2			2	1
明石市	1					
西宮市						
奈良市		1				
和歌山市						1
鳥取市	2					
松江市	2	2	1		2	
倉敷市	2	12				
呉市		1				
福山市	1	7			2	
下関市		2				
高松市	1	2				
松山市						
高知市						
久留米市	1	4				
長崎市						
佐世保市						
大分市	1					1
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	193	564	49	209	16	14

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	48	4
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	3,410	748
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	440	108

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

	件数	大気関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	14	11	2	9	0	3
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	10	9	4	5	0	1
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
口頭指導件数 ^{注1)}	456	56	35	21	232	168
文書指導件数 ^{注1)}	600	39	20	19	498	63
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

	件数	水質関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	42	0	0	0	26	16
文書指導件数 ^{注1)}	32	0	0	0	22	10
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注１）注２）}

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注３）}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注３）}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		46 ^{注４）}	24	22	0	0	0
措置状況 ^{注５）}	口頭指導件数	56	35	21	0	0	0
	文書指導件数	39	20	19	0	0	0
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	11	2	9	0	0	0
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	9	4	5	0	0	0
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	23	1	22	0	0	0
	その他	36 ^{注６）}	20	16	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	18	10	8	0	0	0
	対策実施中	20	8	12	0	0	0
	廃止	4	3	1	0	0	0
	未対応	4	3	1	0	0	0

注１）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成３０年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は１件と見なす。

注２）平成２９年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成３０年度に執られた措置は含まない。
また平成３０年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、平成３１年度に執られた措置は含まない。

注３）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注４）アルミニウム合金製造用溶解炉１件、廃棄物焼却炉４５件。

注５）表Ⅱ－１及び表Ⅱ－２に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注６）全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４ 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
5.0	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.32ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	三重県

廃棄物焼却炉(4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
2.7	1	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	福井県
2.6	1	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県

廃棄物焼却炉(2t/時～4t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
24	5	設置者	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	新潟県
14	5	設置者	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	新潟県
6.8	5	設置者	排出基準超過後の設置者による測定で基準値以下(2.2ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	新潟県
12	5	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.5ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	愛知県
11	5	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.4ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	愛知県

廃棄物焼却炉(2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
7.0	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	北海道
66	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.38ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	岩手県
5.4	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	宮城県
20	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	山形県
11	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	山形県
5.3	5	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.36ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	山形県
6.5	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)となっていることを確認。	茨城県
39	5	行政	改善命令。R1.11.1施設使用廃止届出。	埼玉県
8.9	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	東京都

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
20	5	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	新潟県
7.1	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.7ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	福井県
18	5	設置者	改善等を口頭指導及び文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.11ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	山梨県
5.9	5	設置者	改善等を文書指導。H31.3.28施設使用廃止届出。	静岡県
27	5	行政	改善等を口頭指導及び文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0095ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	滋賀県
5.5	5	設置者	改善等を口頭指導。H30.6.4施設使用廃止届出。	徳島県
5.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.7ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	徳島県
36	5	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.0ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	熊本県
13	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.7ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	宮崎県
5.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.8ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	宮崎県
7.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.24ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	宮崎県
7.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	鹿児島県
8.3	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	青森市
22	5	行政	改善等を口頭指導。H31.1.31施設使用廃止届出。	長野市
11	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	大分市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
11	10	設置者	改善等を口頭指導。H30.10.30施設使用廃止届出。	青森県
32	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	山形県
71	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.2ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	山形県
84	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（9.9ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	茨城県
16	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.17ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	新潟県
18	10	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（9.4ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	新潟県

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
15	10	設置者	口頭指導及び一時停止命令。改善対策実施中。	鳥取県
7.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.6ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	島根県
6.7	5	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.8ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	山口県
75	10	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	熊本県
12	10	行政	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.4ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	熊本県
16	10	設置者	改善等を口頭指導。H31.4.19施設使用廃止届出。	大分県
27	10	行政	改善命令。改善対策実施中。	さいたま市
18	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（3.2ng-TEQ/m ³ N）となっていることを確認。	静岡市

注1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

注3) 令和元年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－５ 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注１）}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注２）}	自治体
※該当事業場なし。					

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても１件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注２）令和元年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－６（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数
北海道	8	71	13
青森県		60	7
岩手県	1	8	5
宮城県		11	11
秋田県		51	9
山形県	1	84	15
福島県		16	10
茨城県		60	
栃木県		41	
群馬県		61	
埼玉県	1	190	30
千葉県		165	12
東京都		57	13
神奈川県		45	
新潟県	11	41	6
富山県			
石川県		20	
福井県	2	82	11
山梨県		37	2
長野県		268	5
岐阜県		96	5
静岡県		87	5
愛知県		374	8
三重県		66	
滋賀県		9	5
京都府		22	4
大阪府	8	52	2
兵庫県		62	2
奈良県		12	
和歌山県		6	
鳥取県		29	7
島根県	1	29	1
岡山県		27	
広島県		51	6
山口県		7	6
徳島県		13	2
香川県		87	10
愛媛県		16	
高知県			
福岡県		168	2
佐賀県		13	
長崎県		225	4
熊本県		31	6
大分県		18	
宮崎県		34	34
鹿児島県			7
沖縄県		1	4

（政令市別）

	法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	法第３４条第１項に基づく立入検査件数	法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		8	
仙台市	7	14	7
さいたま市		17	6
千葉市		2	2
横浜市		9	7
川崎市		9	9
相模原市		14	6
新潟市		5	5
静岡市		12	2
浜松市		12	
名古屋市		17	6
京都市	1	7	6
大阪市		52	
堺市		16	9
神戸市		1	1
岡山市			
広島市		2	1
北九州市		21	4
福岡市		3	
熊本市			
函館市		4	1
旭川市		1	1
青森市		14	
八戸市		20	1
盛岡市			
秋田市		2	1
福島市		1	1
郡山市		2	2
いわき市		1	1
宇都宮市		5	5
前橋市		5	
高崎市		4	
川越市		9	10
川口市		6	
越谷市		6	2
船橋市			5
柏市		7	2
八王子市		1	
横須賀市		5	
富山市		3	2
金沢市			
長野市		7	3
岐阜市		22	
豊橋市		5	5
岡崎市		2	2
豊田市		17	2
大津市		3	
豊中市			
高槻市		14	1
枚方市			3
八尾市		4	1
寝屋川市		2	
東大阪市		4	4
姫路市		26	
尼崎市			
明石市		2	2
西宮市			
奈良市		3	
和歌山市		4	4
鳥取市		7	3
松江市		4	1
倉敷市		2	5
呉市			
福山市		19	3
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市		10	1
長崎市	7	1	1
佐世保市		2	2
大分市		7	
宮崎市		7	7
鹿児島市		15	15
那覇市			
合 計	48	3410	440

表Ⅱ－６（２ａ） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第１５条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１５条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第１６条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１６条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注２)}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注１)}				
						設置者によ る測定	行政			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					2	2	1	1		
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県					1	1	1			
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県					6	3		3		3
大分県										
宮崎県					3	3		3		
鹿児島県										
沖縄県										

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（２ｂ） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１５条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第１６条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１６条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注２）}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注１）}	設置者によ る測定	行政 による測定	
札幌市									
仙台市									
さいたま市					1	1		1	
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	0	14	11	2	9	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数						法第 2 3 条 第 3 項に基 づく措置命 令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注 1)}		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注 2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県	2	2	1	1			
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県	3	3	3				
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県	2	1		1		1	
大分県							
宮崎県	3	3		3			
鹿児島県							
沖縄県							

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数						法第２３条 第３項に基 づく措置命 令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注１）}		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注２）}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	10	9	4	5	0	1	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{（注3）}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{（注2）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{（注1）}		設置者による測定		
		行政				
北海道						
青森県	4	1	1		1	2
岩手県	4	1			1	3
宮城県	2	1			1	1
秋田県	4					3
山形県	16	5	1	4		11
福島県						
茨城県	2					2
栃木県	5					1
群馬県	1					1
埼玉県	21	1		1	4	16
千葉県	4				1	3
東京都						
神奈川県						
新潟県	20	16	14	2	4	
富山県	2				2	
石川県	8				6	2
福井県	4	1		1	1	2
山梨県	7	3	3			4
長野県	1				1	
岐阜県	1				1	
静岡県	19	1	1		10	8
愛知県	96				18	78
三重県	12	1	1		5	6
滋賀県	8	8		8		
京都府	2				2	
大阪府	6				6	
兵庫県	32				29	3
奈良県	13				1	12
和歌山県						
鳥取県	6	4	4		2	
島根県	4	3	3		1	
岡山県	1				1	
広島県	12				12	
山口県	1				1	
徳島県	45	2	2		35	8
香川県						
愛媛県	4				4	
高知県						
福岡県	26				26	
佐賀県	3				1	2
長崎県	1					1
熊本県	3	1		1	2	
大分県	7	3	3		4	
宮崎県						
鹿児島県	10				10	
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{（注３）}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{（注２）}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{（注１）}			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市	1				1	
千葉市	5				5	
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市	2	1		1	1	
浜松市						
名古屋市	1				1	
京都市	1				1	
大阪市	1				1	
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市	1					1
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市	4	2	2		1	1
八戸市	1					1
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市	1				1	
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市	1				1	
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市	1				1	
長野市	1	1		1		
岐阜市	2					2
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市	2				2	
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市	8				8	
松山市						
高知市						
久留米市	5				5	
長崎市						
佐世保市						
大分市	1				1	
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	456	56	35	21	232	168

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－６（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{（注3）}	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{（注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{（注1）}	設置者による測定					
			行政					
北海道	1	1	1					
青森県	1						1	
岩手県	2	2			2			
宮城県	1	1			1			
秋田県								
山形県	28	8	3		5	17	3	
福島県								
茨城県	2	2	1		1			
栃木県	3						3	
群馬県								
埼玉県	1					1		
千葉県	10						10	
東京都	1	1			1			
神奈川県	1					1		
新潟県	8	6	4		2	2		
富山県								
石川県								
福井県	2	2			2			
山梨県	50	2	2			48		
長野県								
岐阜県								
静岡県	1	1	1					
愛知県	2	2	2					
三重県	1	1	1					
滋賀県	1	1			1			
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県	94					94		
和歌山県								
鳥取県	3	1	1			2		
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県	10	1	1			9		
徳島県	9	1	1			8		
香川県								
愛媛県	11					11		
高知県	88					88		
福岡県	43					43		
佐賀県	2					2		
長崎県								
熊本県	2	2			2			
大分県	1					1		
宮崎県								
鹿児島県	1	1	1					
沖縄県								

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{（注3）}						罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{（注1）}		設置者による測定 結果未報告施設への措置状況 ^{（注2）}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	22				22		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	50				50		
静岡市	1	1		1			
浜松市							
名古屋市							
京都市	1				1		
大阪市							
堺市	20				20		
神戸市							
岡山市	44				44		
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市	1	1		1			
岐阜市	11					11	
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市	1					1	
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	20				20		
鳥取市	9				9		
松江市							
倉敷市	34					34	
呉市							
福山市	5				5		
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市	1	1	1				
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	600	39	20	19	498	63	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

（政令市別）

	法第３４条第１項 に基づく報告徴収 件数	法第３４条第１項 に基づく立入検査 件数	法第３４条第１項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道		16	2
青森県		27	
岩手県		4	
宮城県		2	1
秋田県		1	
山形県		5	
福島県		3	2
茨城県		4	
栃木県		7	
群馬県		15	
埼玉県		94	7
千葉県		13	15
東京都		64	5
神奈川県		27	
新潟県		14	2
富山県			
石川県		6	
福井県		20	2
山梨県		1	
長野県		37	
岐阜県		17	
静岡県		17	3
愛知県		68	4
三重県		11	
滋賀県		1	
京都府		2	
大阪府		14	4
兵庫県			
奈良県			
和歌山県		4	
鳥取県		7	1
島根県		9	
岡山県		11	
広島県		6	1
山口県		2	2
徳島県			
香川県		6	2
愛媛県			
高知県			
福岡県		94	1
佐賀県		1	
長崎県		1	
熊本県		1	
大分県			
宮崎県		17	4
鹿児島県			
沖縄県			

	法第３４条第１項 に基づく報告徴収 件数	法第３４条第１項 に基づく立入検査 件数	法第３４条第１項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市		1	
仙台市			
さいたま市			
千葉市		2	2
横浜市		13	15
川崎市		4	4
相模原市			
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市		6	1
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市		8	
岡山市			
広島市		2	
北九州市		8	2
福岡市		2	
熊本市		2	
函館市		1	
旭川市		1	1
青森市		1	
八戸市		2	
盛岡市			
秋田市		1	1
福島市			
郡山市		1	1
いわき市		1	1
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			
川越市			
川口市		1	
越谷市			
船橋市			
柏市			
八王子市		1	1
横須賀市		4	
富山市		3	7
金沢市			
長野市			
岐阜市		5	
豊橋市			
岡崎市			
豊田市			
大津市			
豊中市			
高槻市		4	
枚方市			
八尾市			
寝屋川市		2	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
明石市			
西宮市			
奈良市			
和歌山市		3	3
鳥取市		5	1
松江市		4	
倉敷市		2	2
呉市			
福山市		1	
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市	4		
佐世保市		1	1
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
那覇市			
合 計	4	748	108

表Ⅱ－７（２ａ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第１５条に 基づく計画変 更命令件数	法第１５条に 基づく計画廃 止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{（注２）}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{（注１）}				
				設置者による 測定	行政			
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（２ｂ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条に 基づく計画変 更命令件数	法第１５条に 基づく計画廃 止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注２)}	その他
				基準超過判明の 設置者による 測定	端緒 ^{注１)}			
					設置者による	行政		
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注 2)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注 1)}		行政		
		設置者による測定				
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定			行政
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２３条第３項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第１１条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注２)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注１)}	設置者による測定			
				行政			
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	0	0	0	0	0	0	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}			
		設置者による測定	行政		
北海道					
青森県	1				
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県	1				
愛知県	14				1
三重県					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県	26			26	
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{（注3）}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{（注2）}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{（注1）}			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	42	0	0	0	26	16

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}						
		設置者による測定 行政						
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県	1					1		
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県	3					3		
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県	1					1		
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}	設置者による測定				
			行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	17				17		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市	2					2	
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市	8					8	
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	32	0	0	0	22	10	

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注１）}

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

大気基準適用施設		報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注２）}		報告対象 施設数 a + b + c + d
					休 止 c	未測定 d	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		25	—	—	6	0	31
製鋼用電気炉		91	—	—	7	0	98
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）		29	—	—	2	0	31
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）		622	—	—	80	24	726
廃 棄 物 焼 却 炉	４ｔ/ｈ以上	956	6	3	76	45	1,080
	２ｔ/ｈ以上 ～４ｔ/ｈ未満	1,062	10	1	110	68	1,241
	２ｔ/ｈ未満 ^{注３）}	3,470	60	9	1,495	454	5,428
	小計	5,488	76	13	1,681	567	7,749
合計		6,255	76	13	1,776	591	8,635

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m²以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・全国) 注１)

(平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		2	—	—	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	—	—	1
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		2	—	—	20
廃 棄 物 焼 却 炉	４ｔ/ｈ以上	7	0	0	12
	２ｔ/ｈ以上 ～４ｔ/ｈ未満	9	2	0	22
	２ｔ/ｈ未満 ^{注２)}	45	19	0	193
	小計	61	21	0	227
合計		65	21	0	250

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m²以上のもの。

表Ⅲ－３ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注１）注２）注３）}

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注４）}		報告対象事業場数 a＋b＋c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルプ（ケラトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	24	1	0	25
カーボート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	4	1	1	6
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	4	0	0	4
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	3	0	1	4
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン [＊] の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
ジオキシンハイドロートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	12	0	0	12
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5	0	0	5
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	211	50	7	268
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	13	2	0	15
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	14	1	0	15
下水道終末処理施設	198	6	5	209
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	20	1	2	23
合計	516	62	16	594

注１） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２） 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３） １つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注４） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４ 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルシ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサジンハイドレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	5	9
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	3
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1
下水道終末処理施設	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	1	1
合計	7	14

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉛の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 施設数 (a+c+d)
		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)	
北海道	1			1	2		2			
青森県										
岩手県										
宮城県					2		2			
秋田県										
山形県										
福島県								2		2
茨城県	2			2	4		4	2		2
栃木県					2		2			
群馬県					1		1	1		1
埼玉県					3		3			
千葉県	3			3						
東京都					1		1			
神奈川県					1		1			
新潟県					3		3			
富山県					1		1			
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県	3			3	14	4	18			
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府					1		1			
兵庫県	1			1	1		1			
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県					4		4			
岡山県										
広島県										
山口県					7	3	10			
徳島県										
香川県										
愛媛県								2		2
高知県										
福岡県										
佐賀県					1		1			
長崎県										
熊本県					1		1			
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										

注) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	焼結鉛の製造の用に供する焼結炉				製鋼用電気炉				亜鉛回収施設			
									焙焼炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市					7			7				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1	2		3	4			4				
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					1			1				
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市									1			1
宇都宮市					1			1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市					1			1				
越谷市												
船橋市					1			1				
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市					1			1				
金沢市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市					1			1				
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市					5			5	1			1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2				
鳥取市												
松江市												
倉敷市	3	1		4	3			3				
呉市	2			2								
福山市	2	2		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	25	6	0	31	91	7	0	98	9	0	0	

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鋸炉				溶解炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県									1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鋸炉			溶解炉					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1	1			1				
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	3	1		4								
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	5	1	0	6	2	0	0	2	4	0	0	

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設				
	乾燥炉			小 計				焙焼炉				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	2	1		3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県									1			1
静岡県									1		4	5
愛知県					1			1	3	1		4
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県									1			1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	2			2	3			3				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県											1	1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設				
	乾燥炉			小 計				熔煉炉				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					2			2				
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	6	1		7	10	2		12	2			2
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	9	1	0	10	29	2	0	31	19	3	5	27

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（４a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設										
	溶解炉				乾燥炉				小 計		
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道	13	2		15	1			1	14	2	16
青森県											
岩手県											
宮城県	1			1					1		1
秋田県											
山形県											
福島県	15	9		24	2			2	18	9	27
茨城県	18	7		25	3			3	23	8	31
栃木県	39	3	2	44	2			2	44	3	49
群馬県	9	1		10	1	1		2	11	2	13
埼玉県	28			28	4			4	32		32
千葉県	1		3	4					1		3
東京都											
神奈川県											
新潟県	6	5		11					6	5	11
富山県	36		4	40					36		40
石川県	1			1					1		1
福井県	10			10	1			1	11		11
山梨県			1	1		1		1		1	2
長野県	13	1		14	2			2	15	1	16
岐阜県		2		2					1	2	3
静岡県	55	11	2	68	4			4	60	11	77
愛知県	108	5		113	5	1		6	116	7	123
三重県	24	4		28	1			1	27	4	31
滋賀県	17			17	3			3	20		20
京都府	4			4					4		4
大阪府						1		1		1	1
兵庫県			3	3					1	1	3
奈良県											
和歌山県											
鳥取県	2			2					2		2
島根県											
岡山県											
広島県	3			3					3		3
山口県	3		1	4					3		4
徳島県											
香川県	1			1					2		2
愛媛県											
高知県											
福岡県	15	1	2	18	1	1		2	16	2	20
佐賀県	3	1		4					3	1	4
長崎県	1			1					1		1
熊本県	14	4		18	1			1	15	4	19
大分県	1			1					1		1
宮崎県	1			1					1		1
鹿児島県											
沖縄県											

注) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小 計			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	4			4					4			4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	9		1	10					9		1	10
浜松市	3	1		4					3	1		4
名古屋市	13	1		14					13	1		14
京都市	6	2		8	1			1	7	2		9
大阪市												
堺市	5			5	1			1	6			6
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1			1	3			3
北九州市	1			1					2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市	3			3					3			3
宇都宮市												
前橋市	3			3		1		1	3	1		4
高崎市												
川越市	1			1					1			1
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	5	1		6		2		2	5	3		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	1		4					3	1		4
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	21	1		22	2			2	23	1		24
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	8			8	2			2	10			10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					11	5		16
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市	8			8					8			8
呉市												
福山市												
下関市	10			10					10			10
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市	5			5					5			5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市	1			1					1			1
那覇市												
合 計	565	69	19	653	38	8	0	46	622	80	24	726

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
北海道	16				1	17	22					22
青森県	2					2	16			6		22
岩手県	4			1		5	14					14
宮城県	8					8	19			6		25
秋田県	3					3	8					8
山形県	8					8	7			4		11
福島県	9					9	27			1		28
茨城県	29	1		1		30	57	1				57
栃木県	10	2		2		12	26	5			4	30
群馬県	13					13	21			1		22
埼玉県	32			1	3	36	60			8	5	73
千葉県	40			3	2	45	51			3	11	65
東京都	84	1	1	9	7	101	22	1		9	4	35
神奈川県	28			4		32	21			4		25
新潟県	5				2	7	42		1		2	45
富山県	6					6	9			1		10
石川県							11			1		12
福井県	4					4	13					13
山梨県	3					3	11				5	16
長野県	7					7	21					21
岐阜県	2					2	28			1		29
静岡県	23			6		29	39			4		43
愛知県	38			4		42	41			1		42
三重県	17			3	3	23	14			8	5	27
滋賀県	3			1		4	19					19
京都府	3			1	1	5	12			1	4	17
大阪府	25			1		26	30			2		32
兵庫県	11			3		14	22				4	26
奈良県	6					6	17			1		18
和歌山県							11					11
鳥取県	3					3	4					4
島根県	3					3	2			1		3
岡山県	2				2	4	6				4	10
広島県	5					5	16			5		21
山口県	11			1		12	15					15
徳島県				1		1	17			2		19
香川県	3				2	5	5			1		6
愛媛県	17			2		19	20				1	21
高知県							10					10
福岡県	12					12	16			4	6	26
佐賀県	4				2	6	7			3		10
長崎県	4					4	8			4		12
熊本県	1					1	19			2		21
大分県	2					2	10					10
宮崎県	7					7	6					6
鹿児島県							15			1	4	20
沖縄県	9					9	15			1		16

注) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測定 施設 数	ばいじん 等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測定 施設 数	ばいじん 等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
札幌市	9					9	6					6
仙台市	10					10	3					3
さいたま市	11					11						
千葉市	9				2	11	3			1		4
横浜市	21			5		26	1			2	2	5
川崎市	16	2	2			18	6	3				6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	3				6	9	6			1		7
静岡市	6					6	2			2		4
浜松市	7			1		8	2			4		6
名古屋市	13			6		19	2					2
京都市	9					9	2					2
大阪市	18			2		20	5				1	6
堺市	9			4		13	2					2
神戸市	11					11	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	9					9	2			2		4
北九州市	16					16	3					3
福岡市	10					10	4					4
熊本市	4					4						
函館市	3					3	1					1
旭川市	2					2	2					2
青森市	5					5						
八戸市	6			2		8	2					2
盛岡市	3					3	3					3
秋田市	3					3	3					3
福島市	2				2	4						
郡山市	4					4	1					1
いわき市	12			1		13	4			1		5
宇都宮市	6					6	2			1	2	5
前橋市	1				2	3	3					3
高崎市	3					3	2					2
川越市	2					2	3					3
川口市	5					5						
越谷市	3				1	4						
船橋市	7				7	14						
柏市	5					5	3					3
八王子市	5					5	3					3
横須賀市	3			3		6	3					3
富山市	3					3						
金沢市	5					5	4					4
長野市	6					6	2					2
岐阜市	4			1		5	3					3
豊橋市	3					3	6					6
岡崎市	4			3		7						
豊田市	3					3	3					3
大津市							5					5
豊中市	4					4	1					1
高槻市	3					3	2					2
枚方市	4					4	2					2
八尾市	2					2						
寝屋川市	2					2						
東大阪市	7					7	4					4
姫路市	12					12	9			2		11
尼崎市	6			1		7	1			2		3
明石市	3					3	1					1
西宮市	4			1		5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	5			1		6	4					4
鳥取市	2					2	1			1		2
松江市							5					5
倉敷市	12					12	6					6
呉市	4					4						
福山市	4					4	5					5
下関市	2					2						
高松市	5					5						
松山市	5			1		6	1			2		3
高知市	3					3				1		1
久留米市	3					3					2	2
長崎市	4					4						
佐世保市	4					4	1				2	3
大分市	9					9	1			1		2
宮崎市	3					3	1					1
鹿児島市	4					4	3					3
那覇市												
合 計	956	6	3	76	45	1080	1062	10	1	110	68	1241

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（６ａ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)
北海道	80			14	3	97	51	3		15		66
青森県	14			7		21	29			13		42
岩手県	11			9		20	54			12		66
宮城県	18			8		26	37			11	1	49
秋田県	31			6		37	12	1		4	1	17
山形県	15			5		20	51			7	1	59
福島県	32			9		41	8			2		10
茨城県	51			6		57	59	3		94	3	156
栃木県	21			4	1	26	36			15	9	60
群馬県	22			10		32	15			5	1	21
埼玉県	40			11	4	55	7			8	1	16
千葉県	39			8	3	50	32		1	38	2	73
東京都	18	2		8	7	33	14		1	5	15	35
神奈川県	10			3		13	13			13	1	27
新潟県	32	8		10	2	44	34	1	1	14	3	52
富山県	12			3		15	16			3	1	20
石川県	18			5		23	22			7	4	33
福井県	20			2	1	23	21			9		30
山梨県	4			2	9	15	4			6	8	18
長野県	41			8		49	26			12	1	39
岐阜県	36			14		50	36			23		59
静岡県	44			7	4	55	45			17	8	70
愛知県	43			13	1	57	25	1		6	1	32
三重県	23	2		11	10	44	30			27	10	67
滋賀県	22			9		31	12			9	4	25
京都府	12			7	9	28	16			4	9	29
大阪府	13			8		21	12			1		13
兵庫県	33			12	3	48	38	2		38	17	93
奈良県	28			5	3	36	38			25	27	90
和歌山県	23					23	22			7		29
鳥取県	14			7		21	11			9	1	21
島根県	15	1	1	2		18	13			6	2	21
岡山県	11			5	11	27	37			12	10	59
広島県	28	2		7		35	26	1		4	5	35
山口県	34			1		35	31			7	1	39
徳島県	33		1	6		40	34			12	4	50
香川県	17			2	1	20	35			12	8	55
愛媛県	30			6	1	37	33			13	4	50
高知県	11			10		21	25			19	17	61
福岡県	19			10	7	36	35	1		10	28	73
佐賀県	14			9		23	20			8	2	30
長崎県	27			10		37	12			7		19
熊本県	32			4		36	26			11		37
大分県	10			3	1	14	9			4		13
宮崎県	13					13	25			1	1	27
鹿児島県	31			12	2	45	51			15	4	70
沖縄県	25			2		27	19			5	1	25

注) 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測定 施設数	ばいじん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測定 施設数 (b)	ばいじん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
札幌市	1					1	2					2
仙台市	3					3	7					7
さいたま市	3					3	1			1		2
千葉市	3			2		5	2			8		10
横浜市	2			1		3	5			5		10
川崎市	10	4			2	12	1					1
相模原市	8					8	2					2
新潟市	7			2	3	12	7			6	1	14
静岡市	5			2		7	11			4		15
浜松市	4			3		7	10			4		14
名古屋市				2		2	3			3	3	9
京都市	3			1		4	4			10		14
大阪市	5			4		9	3					3
堺市	4					4	4			4		8
神戸市	1			1		2	5			5		10
岡山市	16	1		7		23	7	3				7
広島市	10			6		16	3			4	1	8
北九州市	10			2		12	5			2		7
福岡市	2			1		3	3					3
熊本市	5			1		6	5			2		7
函館市				3		3	3					3
旭川市	1					1	4					4
青森市	1					1	9			2		11
八戸市	3					3	4			1		5
盛岡市	4					4	4					4
秋田市	2			3		5	2			1		3
福島市							3			1		4
郡山市	1					1	4					4
いわき市	3	1		2		5	1					1
宇都宮市	1		1	2	1	5	3			1		4
前橋市	3					3	3			6	2	11
高崎市	4			1		5	4			1		5
川越市	2	1				2	1					1
川口市												
越谷市							1					1
船橋市	1					1				2		2
柏市	2					2					1	1
八王子市				3		3	4	1		1	1	6
横須賀市	1					1	2					2
富山市	7			2		9	10			3	1	14
金沢市	2			3		5	5			2	1	8
長野市	3			4		7	4					4
岐阜市	2			2		4	2			4		6
豊橋市	3					3	3					3
岡崎市	2			2		4	3					3
豊田市	3					3	1					1
大津市	2			1		3	2			2		4
豊中市												
高槻市	2					2	1			2		3
枚方市	3	1				3	2	2				2
八尾市	1					1						
寝屋川市				3		3						
東大阪市							2					2
姫路市	4					4	4			2	2	8
尼崎市	4					4	1					1
明石市							1					1
西宮市	1					1						
奈良市	1			3		4	4			9		13
和歌山市	7			4		11	7			2		9
鳥取市	4					4	6			3	2	11
松江市	1					1						
倉敷市	10			8		18	3			1		4
呉市	5			1		6				6		6
福山市	4			2		6	16			7	3	26
下関市	2			4		6	3			2		5
高松市	2			1		3	7	1		1	1	9
松山市	5			4		9	7			4		11
高知市	2					2	7			2	5	14
久留米市	2				1	3	2				2	4
長崎市	1					1	1			3		4
佐世保市	2			4		6	2			1		3
大分市	8					8	3			2	1	6
宮崎市	1					1	7			2		9
鹿児島市	6			6		12	9					9
那覇市												
合 計	1403	23	3	425	88	1919	1524	20	3	739	243	2509

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5㎡以上)						
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
北海道	12	1			4	16	5			2	1	8
青森県	2					2	7	1				7
岩手県	6				1	7	3					3
宮城県	6				3	9	4					4
秋田県	1					1				5		5
山形県	2		1		2	5	6					6
福島県	8				5	13	4			1		5
茨城県	10	2			10	20	6	1		2		8
栃木県	7				8	18	4					4
群馬県	4				5	9	1			1		2
埼玉県	19				15	39	3			4	1	8
千葉県	13		1		5	19	10	1	1	2	1	14
東京都	9	2			11	25	45	5		2	6	13
神奈川県	4				3	2	9					
新潟県	7	1			10	3	20	11	5	7	1	19
富山県	4				2		6	3				3
石川県	2				2		4					
福井県	4				2		6	2		2		4
山梨県	4					2	6	1			4	5
長野県	4				2		6	4				4
岐阜県	15				12	2	29	4		1		5
静岡県	12				8	1	21	8		6		14
愛知県	14				5		19	3		4		7
三重県	8				5	2	15	6		2		8
滋賀県	5				1		6	2		3	1	6
京都府	5						5					
大阪府	4				1		5	4				4
兵庫県	11				9	1	21	1		1	1	3
奈良県	4				3	6	13	1			2	3
和歌山県	2				5		7	4		1		5
鳥取県										1		1
島根県	1						1	2		2	1	5
岡山県	1				2		3	2		1		3
広島県	15				4		19	6		1		7
山口県	4				6		10	1		6		7
徳島県	7				1		8	1			1	2
香川県	6				5		11	1			1	2
愛媛県	10				3	5	18	8				8
高知県	2				3	1	6			1	1	2
福岡県	2				3	22	27			2	5	7
佐賀県	3				1	1	5	3		2		5
長崎県	3				1		4					
熊本県	2				3		5	3		4		7
大分県	4				4		8	1		1		2
宮崎県	1						1					
鹿児島県	7				1	1	9	6				6
沖縄県	6				2		8			3		3

注) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5㎡以上)						
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
札幌市							2					2
仙台市	1					1						
さいたま市	2			1	1	4	1			1		2
千葉市	3			1		4	1					1
横浜市	3			13		16				3		3
川崎市	2			1		3	2					2
相模原市	1			1		2						
新潟市	4				1	5	1			1		2
静岡市	6				1	7	1			2		3
浜松市							1					1
名古屋市	1			1	1	3	1			1		2
京都市	1			10		11	1			2		3
大阪市	3			1		4						
堺市	2			2		4						
神戸市				1		1				1		1
岡山市	1			1		2	1	1				1
広島市	1					1	1					1
北九州市												
福岡市												
熊本市										1		1
函館市												
旭川市							1					1
青森市	2			2		4				1		1
八戸市	2			2		4	2					2
盛岡市	1					1	1					1
秋田市												
福島市	1			1		2	1					1
郡山市	2			1		3						
いわき市	1					1						
宇都宮市				1		1						
前橋市	2				1	3				1		1
高崎市	2			1	1	4	1			1		2
川越市	2	1				2						
川口市	1			1		2						
越谷市	2				1	3	1					1
船橋市	2			1		3						
柏市					2	2						
八王子市	2					2	2	1			1	3
横須賀市												
富山市	2			1	1	4	1					1
金沢市	1			3		4						
長野市												
岐阜市	2			2		4	1					1
豊橋市												
岡崎市	1			4		5						
豊田市	1					1						
大津市												
豊中市				1		1						
高槻市												
枚方市	1					1						
八尾市										1		1
寝屋川市												
東大阪市	2					2						
姫路市	3			1	1	5						
尼崎市	2					2						
明石市	1					1						
西宮市							1					1
奈良市	1			2		3				2		2
和歌山市	1			1		2	1			2		3
鳥取市	2				2	4						
松江市	1					1						
倉敷市	1			1		2						
呉市	1					1						
福山市				1		1						
下関市							1					1
高松市												
松山市	1					1						
高知市	2					2						
久留米市	2			1		3						
長崎市	2			2		4						
佐世保市							1					1
大分市												
宮崎市	1					1						
鹿児島市	3					3						
那覇市												
合 計	369	7	2	241	95	707	174	10	1	90	28	293

注 1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注 2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（８ａ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	廃棄物焼却炉						合 計						
	小 計												
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
北海道	186	4			35	5	226	203	4		37	5	245
青森県	70	1			26		96	70	1		26		96
岩手県	92				23		115	92			23		115
宮城県	92				28	1	121	95			28	1	124
秋田県	55	1			15	1	71	55	1		15	1	71
山形県	89		1		18	1	109	89		1	18	1	109
福島県	88				18		106	108			27		135
茨城県	212	8			113	3	328	243	8		121	3	367
栃木県	104	7			29	17	150	150	7		32	19	201
群馬県	76				22	1	99	90			24	1	115
埼玉県	161				47	19	227	196			47	19	262
千葉県	185	1	3		59	19	266	189	1	3	59	22	273
東京都	152	6	2		44	64	262	153	6	2	44	64	263
神奈川県	76				27	3	106	77			27	3	107
新潟県	131	15	2		41	13	187	140	15	2	46	13	201
富山県	50				9	1	60	87			9	5	101
石川県	53				15	4	72	54			15	4	73
福井県	64				15	1	80	75			15	1	91
山梨県	27				8	28	63	27			9	29	65
長野県	103				22	1	126	118			23	1	142
岐阜県	121				51	2	174	122			53	2	177
静岡県	171				48	13	232	231			59	19	309
愛知県	164	1			33	2	199	298	1		44	2	344
三重県	98	2			56	30	184	125	2		60	30	215
滋賀県	63				23	5	91	83			23	5	111
京都府	48				13	23	84	52			13	23	88
大阪府	88				13		101	89			14		103
兵庫県	116	2			63	26	205	119	2		64	29	212
奈良県	94				34	38	166	94			34	38	166
和歌山県	62				13		75	62			13		75
鳥取県	32				17	1	50	34			17	1	52
島根県	36	1	1		11	3	51	40	1	1	11	3	55
岡山県	59				20	27	106	59			20	27	106
広島県	96	3			21	5	122	99	3		21	5	125
山口県	96				21	1	118	106			24	2	132
徳島県	92		1		22	5	120	92		1	22	5	120
香川県	67				20	12	99	69			20	12	101
愛媛県	118				24	11	153	121			24	11	156
高知県	48				33	19	100	48			33	19	100
福岡県	84	1			29	68	181	103	1		31	70	204
佐賀県	51				23	5	79	55			24	5	84
長崎県	54				22		76	55			22		77
熊本県	83				24		107	99			28		127
大分県	36				12	1	49	37			12	2	51
宮崎県	52				1	1	54	53			1	1	55
鹿児島県	110				29	11	150	110			29	11	150
沖縄県	74				13	1	88	74			13	1	88

注）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉						合 計					
	小 計											
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
札幌市	20					20	21					21
仙台市	24					24	25					25
さいたま市	18			3	1	22	18			3	1	22
千葉市	21			12	2	35	22			13	2	37
横浜市	32			29	2	63	36			29	2	67
川崎市	37	9	2	3		42	42	9	2	3		47
相模原市	19			1		20	19			1		20
新潟市	28			10	11	49	28			10	11	49
静岡市	31			10	1	42	40			10	2	52
浜松市	24			12		36	27			13		40
名古屋市	20			13	4	37	34			14	4	52
京都市	20			23		43	27			25		52
大阪市	34			7	1	42	41			7	1	49
堺市	21			10		31	32			10		42
神戸市	20			8		28	20			8		28
岡山市	33	5		9		42	33	5		9		42
広島市	26			12	1	39	29			12	1	42
北九州市	34			4		38	41			6		47
福岡市	19			1		20	19			1		20
熊本市	14			4		18	14			4		18
函館市	7			3		10	7			3		10
旭川市	10					10	10					10
青森市	17			5		22	17			5		22
八戸市	19			5		24	22			5		27
盛岡市	16					16	16					16
秋田市	10			4		14	10			4		14
福島市	7			2	2	11	7			2	2	11
郡山市	12			1		13	12			1		13
いわき市	21	1		4		25	28	1		4		32
宇都宮市	12		1	5	3	21	13		1	5	3	22
前橋市	12			7	5	24	15			8	5	28
高崎市	16			4	1	21	16			4	1	21
川越市	10	2				10	11	2				11
川口市	6			1		7	7			1		8
越谷市	7				2	9	7				2	9
船橋市	10			3	7	20	11			3	7	21
柏市	10				3	13	10				3	13
八王子市	16	2		4	2	22	16	2		4	2	22
横須賀市	9			3		12	9			3		12
富山市	23			6	2	31	29			9	2	40
金沢市	17			8	1	26	17			8	1	26
長野市	15			4		19	15			4		19
岐阜市	14			9		23	16			9		25
豊橋市	15					15	19			1		20
岡崎市	10			9		19	12			9		21
豊田市	11					11	34			1		35
大津市	9			3		12	9			3		12
豊中市	5			1		6	5			1		6
高槻市	8			2		10	8			2		10
枚方市	12	3				12	13	3				13
八尾市	3			1		4	13			1		14
寝屋川市	2			3		5	2			3		5
東大阪市	15					15	15					15
姫路市	32			5	3	40	58			12	3	73
尼崎市	14			3		17	14			3		17
明石市	6					6	6					6
西宮市	7			1		8	7			1		8
奈良市	10			16		26	10			17		27
和歌山市	25			10		35	30			10		40
鳥取市	15			4	4	23	15			4	4	23
松江市	7					7	7					7
倉敷市	32			10		42	46			11		57
呉市	10			7		17	12			7		19
福山市	29			10	3	42	31			12	3	46
下関市	8			6		14	18			6		24
高松市	14	1		2	1	17	15	1		2	1	18
松山市	19			11		30	19			11		30
高知市	14			3	5	22	14			3	5	22
久留米市	9			1	5	15	14			1	5	20
長崎市	8			5		13	8			5		13
佐世保市	10			5	2	17	10			5	2	17
大分市	21			3	1	25	23			3	1	27
宮崎市	13			2		15	13			2		15
鹿児島市	25			6		31	26			6		32
那覇市												
合 計	5488	76	13	1681	567	7749	6255	76	13	1776	591	8635

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（１ａ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府			2	2										
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉 報告施設数	焙焼炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焼結炉 報告施設数	焼結炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	溶鉱炉 報告施設数	溶鉱炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	溶解炉 報告施設数	溶解炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	乾燥炉 報告施設数	乾燥炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市												1		
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（２a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉				
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上				
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															1
茨城県															
栃木県					1	1			1	1					
群馬県															
埼玉県						6				6					
千葉県															
東京都															1
神奈川県											2				2
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県					1	3			1	3					1
愛知県						4		1		5					
三重県						2				2					
滋賀県															
京都府											1				1
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県						2		1		3	1				1
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															1
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

表Ⅲ－６（２ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉				
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上				
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市		1													
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市											1			1	
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市														1	
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市											2			2	
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	1	0	0	2	18	0	2	2	20	7	0	0	0	12

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（３a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道				1				1				1
青森県												
岩手県									1			1
宮城県												
秋田県					4	4		4	2	2		2
山形県									1	1		1
福島県												
茨城県				1	1			1				2
栃木県				1				1				1
群馬県												
埼玉県				1				2				
千葉県				1				2				6
東京都					2			4	1			3
神奈川県												
新潟県												
富山県								1				1
石川県												
福井県									2			2
山梨県					1			2				2
長野県					1	1		4				
岐阜県					2	2		3	3	3		3
静岡県								3				2
愛知県	3			3				2	2			2
三重県				1					1			2
滋賀県					2			2				
京都府	2	2		2					1	1		1
大阪府	2			2								
兵庫県												2
奈良県												
和歌山県								2				2
鳥取県												1
島根県								2				1
岡山県												
広島県												
山口県								2				1
徳島県					1			2	1			5
香川県								1				
愛媛県								1				6
高知県												
福岡県				1				1	2			4
佐賀県												
長崎県					1			3				1
熊本県	2			4				1				2
大分県												
宮崎県								2				4
鹿児島県								2				1
沖縄県					2	2		2	1			1

表Ⅲ－６（３ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市								1				
横浜市												
川崎市								1				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市								7				1
名古屋市												1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市									1			1
広島市												
北九州市					1			1	1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市								1				
郡山市												
いわき市												1
宇都宮市												
前橋市				1				2				1
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市				3								
豊橋市												
岡崎市									1	1		1
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市								1				1
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												1
尼崎市									1	1		1
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												1
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市					1			1				
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	9	2	0	22	19	9	0	70	20	9	0	75

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（４ａ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道				1				1				5
青森県												
岩手県									1			1
宮城県												
秋田県									6	6		6
山形県				1					1	1		2
福島県												1
茨城県				1					1			5
栃木県				1								4
群馬県												
埼玉県				5				1				9
千葉県				1								10
東京都	1	1		2	1			1	5	1		11
神奈川県				1				1	2			4
新潟県												
富山県				1								3
石川県				2								2
福井県				1								5
山梨県									1			4
長野県									1	1		4
岐阜県									5	5		6
静岡県				1	1			1	1			8
愛知県	1			4					6			11
三重県				2					1			5
滋賀県	1			1					3			3
京都府									4	3		4
大阪府									2			2
兵庫県				2	1			1	1			5
奈良県												
和歌山県												4
鳥取県												1
島根県												3
岡山県									1			1
広島県												
山口県												3
徳島県									2			7
香川県								2				3
愛媛県				1				2				10
高知県												
福岡県								1	2			7
佐賀県												
長崎県				1					1			5
熊本県				1				1	2			10
大分県												
宮崎県												6
鹿児島県												3
沖縄県									3	2		3

表Ⅲ－６（４ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市				1								2
横浜市												
川崎市												1
相模原市												
新潟市				1								1
静岡市												
浜松市												8
名古屋市				1								2
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市									1			1
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												1
郡山市												
いわき市				1								2
宇都宮市												
前橋市									1			5
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市								1				1
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												1
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												3
豊橋市												
岡崎市									1	1		1
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												2
寝屋川市									2			2
東大阪市												
姫路市												1
尼崎市									1	1		1
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市				1								2
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市									1			1
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	3	1	0	35	3	0	0	13	61	21	0	227

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（５a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別―都道府県別）

	合 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道				5
青森県				
岩手県	1			1
宮城県				
秋田県	6	6		6
山形県	1	1		2
福島県				1
茨城県	1			5
栃木県	1			5
群馬県				
埼玉県				15
千葉県				10
東京都	5	1		11
神奈川県	2			4
新潟県				
富山県				3
石川県				2
福井県				5
山梨県	1			4
長野県	1	1		4
岐阜県	5	5		6
静岡県	2			11
愛知県	6			16
三重県	1			7
滋賀県	3			3
京都府	4	3		4
大阪府	4			4
兵庫県	1			5
奈良県				
和歌山県				4
鳥取県				1
島根県				3
岡山県	1			4
広島県				
山口県				3
徳島県	2			7
香川県				3
愛媛県				10
高知県				
福岡県	2			7
佐賀県				
長崎県	1			5
熊本県	2			10
大分県				
宮崎県				6
鹿児島県				3
沖縄県	3	2		3

表Ⅲ－６（５b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				2
横浜市				
川崎市				1
相模原市				
新潟市				1
静岡市				1
浜松市				8
名古屋市				2
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市	1			1
広島市				
北九州市	2			2
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				
盛岡市				
秋田市				
福島市				1
郡山市				
いわき市				2
宇都宮市				
前橋市	1			5
高崎市				
川越市				
川口市				
越谷市				1
船橋市				
柏市				
八王子市				
横須賀市				1
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				3
豊橋市				
岡崎市	1	1		1
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				2
寝屋川市	2			2
東大阪市				
姫路市				1
尼崎市	1	1		1
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				2
鳥取市				
松江市				
倉敷市				
呉市				
福山市				1
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
佐世保市				
大分市	1			1
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	65	21	0	250

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（１ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は 亜硫酸ペルブ（サルファイトペルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバート法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 魔ガス洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
北海道	5	1		6					
青森県									
岩手県	1			1					
宮城県	2			2					
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県				1			1		
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県				1			1		
富山県	1			1					
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県	1			1					
三重県	1			1					
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県	1			1					
島根県	1			1					
岡山県									
広島県									
山口県	1			1					
徳島県	1			1					
香川県				1			1		
愛媛県	1			1					
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県	1			1					
大分県									
宮崎県	1			1					
鹿児島県	1			1					
沖縄県									

注）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は 亜硫酸ペルブ（サルファイトペルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバート法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 魔ガス洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市				1			1		
川崎市									
相模原市									
新潟市	1			1					
静岡市						1	1		
浜松市					1		1		
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市	1			1					
青森市									
八戸市	1			1					
盛岡市									
秋田市	1			1					
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市	1			1					
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	24	1	0	25	4	1	6	0	0

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（２ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 塵ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち塵ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県	1			1					
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県	1			1					
愛知県									
三重県									1
滋賀県									1
京都府									
大阪府									
兵庫県							1		1
奈良県	1			1					
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県							2		2
徳島県									
香川県	1			1					
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市				1			1		
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	4	0	0	4	1	0	1	3	0

注1）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（３ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリウム の製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県							1		1
愛知県	1			1					
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	α-クロロホルムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施 設			4-クロロフェノール・酸水素トリウム 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
福島市									
郡山市									
いわき市				1			1		
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	1	0	0	1	1	0	1	1	0

注1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（４ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設				ジオキシンバイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンバイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設				アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうちの廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県												
栃木県									1			1
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県									3			3
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									4			4
愛知県												
三重県												
滋賀県									1			1
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					1			1				
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジオキシンバイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンバイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市							1		1
浜松市									
名古屋市							1		1
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市							1		1
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	1	0	0	1	1	0	1	12	0

注1）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（５a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
北海道							6	2	3
青森県							1	1	
岩手県							2		
宮城県							1		
秋田県									
山形県							1		
福島県							5	2	
茨城県							5		
栃木県							1	1	
群馬県	1			1			2		
埼玉県							3		
千葉県							13	2	
東京都							1		
神奈川県								1	
新潟県							5	2	
富山県							4		
石川県							3	1	
福井県							2	1	
山梨県							1		
長野県									
岐阜県							5	2	
静岡県				2			2	7	2
愛知県							11	3	
三重県							4	4	1
滋賀県								1	
京都府							2		
大阪府							3	1	
兵庫県							4		
奈良県									
和歌山県							2		
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県							2	2	
山口県							8	1	
徳島県							5	1	
香川県							3		
愛媛県	1			1			4		
高知県									
福岡県	1			1			3		
佐賀県								3	
長崎県									
熊本県							1		
大分県									
宮崎県							1		
鹿児島県									
沖縄県									

注）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市							4		4
仙台市							1		1
さいたま市							2		2
千葉市							2		2
横浜市							8		8
川崎市							10		10
相模原市									
新潟市							1	1	2
静岡市							3	2	6
浜松市							1		1
名古屋市							3		3
京都市								1	1
大阪市							1		1
堺市							1		1
神戸市									
岡山市							1		1
広島市									
北九州市							3		3
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市	1			1					
盛岡市							1		1
秋田市							2		2
福島市							2		2
郡山市							2		2
いわき市	1			1			4	1	5
宇都宮市								1	1
前橋市							2		2
高崎市							1		1
川越市							1		1
川口市							1		1
越谷市							1		1
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市							2		2
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市							1	1	2
岡崎市									
豊田市									
大津市							5		5
豊中市							1		1
高槻市									
枚方市								1	1
八尾市									
寝屋川市							1	1	2
東大阪市									
姫路市							4		4
尼崎市							3		3
明石市							1		1
西宮市									
奈良市									
和歌山市							3		3
鳥取市								1	1
松江市									
倉敷市							6		6
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市								2	2
高知市								1	1
久留米市									
長崎市							3	1	4
佐世保市								3	4
大分市							2		2
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	5	0	0	5	2	0	211	50	7

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（６ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
北海道	1			1			4	1	
青森県							1		
岩手県							1		
宮城県							1		
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県				1			4		
栃木県							2		
群馬県							1		
埼玉県				2			9		1
千葉県				1			4		
東京都							16	1	1
神奈川県							11		
新潟県									
富山県				1			2		
石川県									
福井県									
山梨県							1		
長野県							3		
岐阜県							1		
静岡県	12	2		14	1		2		
愛知県				1			8		
三重県							1		1
滋賀県							2		
京都府							2		1
大阪府				1			8		
兵庫県							2		
奈良県							1		
和歌山県									
鳥取県							3		
島根県									
岡山県							2		
広島県									
山口県							2		
徳島県									
香川県				1			1		
愛媛県							1		
高知県							1	3	
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県							1		
鹿児島県									
沖縄県				1			1		

注）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
札幌市							4		4
仙台市							2		2
さいたま市									
千葉市							3		3
横浜市							5		5
川崎市							2		2
相模原市									
新潟市				1			1		
静岡市				1			1	3	3
浜松市							2		2
名古屋市							5		5
京都市							3		3
大阪市							4		4
堺市							2		2
神戸市							4		4
岡山市									
広島市							4		4
北九州市							3		3
福岡市							3		3
熊本市							2		2
函館市							1		1
旭川市							1		1
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市							1	1	2
福島市									
郡山市							1		1
いわき市							1		1
宇都宮市									
前橋市							1		1
高崎市							1		1
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市							2		2
横須賀市							1		1
富山市					1		2		2
金沢市							3		3
長野市							3		3
岐阜市							3		3
豊橋市							1		1
岡崎市									
豊田市									
大津市							1		1
豊中市							1		1
高槻市							1		1
枚方市							1		1
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市							2		2
姫路市							2		2
尼崎市							2		2
明石市							2		2
西宮市							3		3
奈良市									
和歌山市							2		2
鳥取市							1		1
松江市							1		1
倉敷市							1		1
呉市									
福山市							1		1
下関市				1			1		
高松市							2		2
松山市									
高知市				1			1		1
久留米市									
長崎市							1		1
佐世保市							1		1
大分市									
宮崎市							2		2
鹿児島市							1		1
那覇市									
合 計	13	2	0	15	14	1	0	15	198
								6	5
									209

注1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道					16	4	3	23
青森県					2	1		3
岩手県					4			4
宮城県					4			4
秋田県	2			2	2			2
山形県					1			1
福島県					6	2		8
茨城県					10			10
栃木県	1	1		2	5	2		7
群馬県					5			5
埼玉県					14		1	15
千葉県	2			2	21	2		23
東京都					17	1	1	19
神奈川県					11	1		12
新潟県	3		1	4	9	2	1	12
富山県					11			11
石川県					3	1		4
福井県					2	1		3
山梨県					2			2
長野県					3			3
岐阜県					6	2		8
静岡県					30	4	1	35
愛知県	1			1	23	3		26
三重県			1	1	6	4	4	14
滋賀県					3	1		4
京都府					4		1	5
大阪府					12	1		13
兵庫県					7			7
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					4			4
島根県					1			1
岡山県					2			2
広島県	1			1	3	2		5
山口県	1			1	14	1		15
徳島県					6	1		7
香川県					6			6
愛媛県	2			2	10			10
高知県					1	3		4
福岡県	1			1	5			5
佐賀県						3		3
長崎県								
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県	1			1	4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					1			1

注）平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市					8			8
仙台市					3			3
さいたま市					2			2
千葉市	1			1	6			6
横浜市					14			14
川崎市					12			12
相模原市								
新潟市					3	1		4
静岡市					8	2	2	12
浜松市					3	1		4
名古屋市					10			10
京都市					3	1		4
大阪市					5			5
堺市					3			3
神戸市					4			4
岡山市					1			1
広島市					4			4
北九州市					6			6
福岡市					3			3
熊本市					2			2
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市								
八戸市					2			2
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
福島市					2			2
郡山市					3			3
いわき市					7	1		8
宇都宮市	1			1	1	1		2
前橋市					3			3
高崎市					2			2
川越市					1			1
川口市					1			1
越谷市					1			1
船橋市								
柏市								
八王子市					2			2
横須賀市					1			1
富山市					4	1		5
金沢市					3			3
長野市					3			3
岐阜市					3			3
豊橋市					2	1		3
岡崎市								
豊田市								
大津市					6			6
豊中市					2			2
高槻市					1			1
枚方市					1	1		2
八尾市								
寝屋川市					1	1		2
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					5			5
明石市					3			3
西宮市					3			3
奈良市								
和歌山市					5			5
鳥取市					1	1		2
松江市					1			1
倉敷市					7			7
呉市					1			1
福山市					1			1
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市						2		2
高知市					1	1	1	3
久留米市								
長崎市					4	1		5
佐世保市					1	3	1	5
大分市	2			2	4			4
宮崎市					2			2
鹿児島市					1			1
那覇市								
合 計	20	1	2	23	516	62	16	594

注１）平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は亜硫酸ペルブ（サルファイトペルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーボイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する魔ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（１b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は亜硫酸ペルブ（サルファイトペルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		カーペイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する魔ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（２a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設		塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（２b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設		塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（３a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｶﾌﾞﾛﾀｸﾀﾑの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍﾞｷﾞﾝ分離施設、 廃ガス洗浄施設		ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの 製造の用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施設		4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾄﾘﾒﾙの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（３b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	ｶﾌﾞﾛﾀｸﾑの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｸｼﾝ分離施設、 廃ガス洗浄施設		ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの 製造の用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施設		4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾄﾘﾑの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（４a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジ'オキシ'ン'イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ'オキシ'ン'イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（４b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオキシン・ダイオキソンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシン・ダイオキソンの洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（５a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						1
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						1
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県					1	1
三重県					1	2
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県					2	2
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県					1	1
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（５b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちの過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						1
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	5	9

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（６a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県			1	1		
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県		1				
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県		2				
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（６b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちブ ラマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	3	1	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（７a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別一都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道				1
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県			1	1
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				1
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県			1	1
三重県			1	2
滋賀県				1
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県			2	2
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				2
高知県				
福岡県	1	1	2	2
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（７b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				
盛岡市				
秋田市				
福島市				
郡山市				
いわき市				1
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
川口市				
越谷市				
船橋市				
柏市				
八王子市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
寝屋川市				
東大阪市	1			
姫路市				
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
鳥取市				
松江市				
倉敷市				
呉市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
佐世保市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	1	1	7	14

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	162	26
文書指導件数	449	22
一時使用停止命令	0	0
その他	2	1

注) 未報告１件に対し、平成３０年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－２に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道								
青森県								
岩手県	3							
宮城県	1							
秋田県								
山形県		17						
福島県								
茨城県	2							
栃木県								
群馬県								
埼玉県	4	1						
千葉県	1							
東京都								
神奈川県		1						
新潟県	4	2						
富山県	2							
石川県	5							
福井県	1							
山梨県		48				1		
長野県	1							
岐阜県								
静岡県				2				1
愛知県	18							
三重県	4							
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県	29							
奈良県	1	94						
和歌山県								
鳥取県								
島根県	1							
岡山県								
広島県	12							
山口県		9				3		
徳島県	35	8						
香川県								
愛媛県		7						
高知県		88				1		
福岡県	1	43			26			
佐賀県	1	2						
長崎県								
熊本県								
大分県		1						
宮崎県								
鹿児島県	10							
沖縄県								

注）未報告１件に対し、平成３０年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市	5	22						
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		50				17		
静岡市								
浜松市								
名古屋市	1							
京都市	1	1						
大阪市	1							
堺市		20						
神戸市								
岡山市		30						
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	1							
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市	1							
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市	1							
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市	2							
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市		5						
下関市								
高松市	6							
松山市								
高知市								
久留米市	5							
長崎市								
佐世保市								
大分市	1							
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	162	449	0	2	26	22	0	1

注１）未報告１件に対し、平成３０年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－１１ 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日)

措 置 状 況	大気関係	水質関係
基準超過件数	24	0
口頭指導件数	35	0
文書指導件数	20	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	2	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	4	0
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0
その他	20	0

注) 表Ⅱ－３排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成３０年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表Ⅲ－１２ 設置者による測定結果の公表状況 (大気関係・水質関係－全国)

(平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日)

公表方法	公表自治体数	
	大気関係	水質関係
ホームページ掲載	103	99
記者発表	36	33
白書	48	49
広報誌	5	5
閲覧	42	42

表Ⅳ－１ 環境基準値を超過する土壤汚染の判明状況等（全国）

	地域数
環境基準値を超過する土壤汚染が判明した地域 (汚染土壤の除去等の対策が完了した地域を含む)	45
平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に新たに土壤汚染が判明した地域	3
平成31年3月31日現在、既に対策が完了した地域	34

表Ⅳ－２ 土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成30年4月1日～平成31年3月31日		
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数		0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数		0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数		0
平成31年3月31日現在		
対策地域指定件数（累計）		6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1)	3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2)	3
対策事業実施中の指定対策地域数		0
対策計画策定中の指定対策地域数		0

- (※1) ・東京都大田区大森南
指定面積：365m²
指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- ・和歌山県橋本市野字上山谷田
指定面積：4,930m²
指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- ・香川県高松市新開西公園
指定面積：342m²
指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) ・東京都北区豊島五丁目
指定面積：13,409m²
指定年月日：平成18年3月6日
- ・福島県双葉郡大熊町大字小入野
指定面積：8,970m²
指定年月日：平成19年1月16日
区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
（* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。）
- ・東京都荒川区東尾久七丁目
指定面積：9,601m²
指定年月日：平成26年2月21日

表Ⅳ－３ 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日）

	事業場数	件数	試料採取数
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	０	０	－
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	６	６	－
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定	３	３	１１
法第３６条第２項に基づく要求等	－	０	－

表Ⅳ－４（１ａ） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場		大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

表Ⅳ－４（１b） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市							4	4			2	2
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	2	2

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅳ－４（２a） 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係／特定事業場種類別－都道府県別）

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見具申
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	件数	件数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

表Ⅳ－４（２ｂ） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみを設置する事業場			水質基準対象施設のみを設置する事業場			大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場			資料の送付等協力の要求	ダイオキシン類による環境の汚染防止若しくはその除去に関する意見具申
	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	事業場数	件数	試料採取数	件数	件数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
八戸市											
盛岡市											
秋田市											
福島市							1	1	9		
郡山市	1	1	1				1	1	1		
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
川口市											
越谷市											
船橋市											
柏市											
八王子市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
枚方市											
八尾市											
寝屋川市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
明石市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
鳥取市											
松江市											
倉敷市											
呉市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
佐世保市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合 計	1	1	1	0	0	0	2	2	10	0	0

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表V－1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成31年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 （上乗せ排出基準関係）	な し	な し	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、三重県、 熊本県、札幌市、 さいたま市、横浜 市、川崎市、名古屋 市、柏市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。